

第一百三十六回

参議院農林水産委員会会議録第八号

平成八年四月二十六日(金曜日)

午前九時開会

委員の異動

四月二十六日

辞任

佐藤 静雄君
菅野 久光君出席者は左のとおり。
委員長 理事

補欠選任

山本 一太君
上山 和人君

鈴木 貞敏君

説明員

常任委員会専門

秋本 達徳君

國務大臣 農林水産大臣 大原 一三君
政府委員 農林水産大臣官 山本 優樹君
農林水産技術会 山本 徹君
議事務局長 林野庁長官 入澤 驚君
事務局側 常任委員会専門員 下 均君

○生物系特定産業技術研究推進機構法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(鈴木貞敏君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。林業改善資金助成法及び林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案、林業労働力の確保の促進に関する法律案、木材の安定供給の確保に関する特別措置法案、以上三案を一括して議題といたします。

三案につきましては既に趣旨説明を聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○井上吉夫君 林業三法案の審議に当たりましてトップバッターを仰せつかりました、自民党的の井

上吉夫でございます。

たしか昨年四月二十七日だったと思いますが、

ちょうど一年前に緑の募金による森林整備等の推進に関する法律、いわゆる緑の募金法が議員立法によって成立をいたしました。私もこの法律の成

立を、山を愛する議員の一人といたしまして、何

としても四月二十九日のみどりの日には間に合わせたいなという願いを込めながら走り回った一人

でありますだけに、この法律の制定、そして一周

年を迎えたことし、御承知のとおり四月二十三日

から二十九日までの一週間、全国一斉のキヤン

ペーンが実施されていること、皆様御承知のとおりであります。きょうは仲間の皆さん方の中に残念ながら緑の羽根がついていない人がおられます

が、いざれまたお帰りになつたら必ずつけてほしいなと思います。きょうはちょうどその週間の中

日に当たります。

参議院の予算委員会の模様を見てみましても、

総理を初め全閣僚が緑の羽根をつけておられました。大変心強く感じた次第であります。恐らく大

本日の会議に付した案件

- 林業改善資金助成法及び林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 木材の安定供給の確保に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)
- 林業労働力の確保の促進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

でこの東京の木の家を造る会が構成をされておる
ようであります。そのほかに、メンバーのいわば
外回りの、これを活用しながら関心を持つて一緒
にやつていこうとする、東京の山を育てるという
そういう仲間の皆さん方が百人前後おられると聞
きます。

私は、きょうまで時間がありませんでしたけれども、この後時間を見てこの会の皆さん方にぜひ会いたいなと実は思っているわけであります。問い合わせてみましたら、この会の会長は長谷川敬一という建築家の方であります。東京都の国分寺に住まいをしておられます。NHK「おはよう日本」の佐々木というディレクターと連絡をとつてこのことがわかりました。林野庁の関係の皆さん方、同時にこの事業を受け持つてくれておりますいわば緑の募金の関係者の皆さん方も、せひひとつこの会の生い立ちなりあるいはどういう事業をやっておられるのか見ていただきたい。

恐らくこの際に非常に苦労されたであろうと思ふのは、その番組の中で、皆さんで一緒に山に

入って、作業されるそのものではありませんでし
たけれども、山を回つておられる姿、それから製
材所でできた製品のよしあしなどの説明を聞いて
おられる姿、そして東京の木で家をつくったとい
うユーザーの方の写真が出ておりました。そして、
少しばかり高くはつくけれども、しかしそう外材
に比べてめちゃくちゃに割高というほどでもな
い。ふんだんに地元東京の木を使って、この木に
囲まれた住まいの中から本当にぬくもりに満ちた
生活の場を喜んでいるということを言っておられ
ました。

私は、この際、今申し上げましたように、せっか
くでき上がりました法律が、本当に多くの国民の
皆さん方にみずから体験を通して緑の大事さを
さらに知つてもらつてどんどん広がりを見せてい
くというとのために、途中でも申し上げました
ように、この活用の仕方の中にぜひこのことを頭
に入れてやってほしいなど。

恐らく一番苦労されるのは、対象となる山を借

りて、そして多くの皆さん方と一緒に山を行くこという、対象の山を見つけるということ。どういう作業の仕方をするか、インストラクターの適材を求めるなどと大変苦労されたであろうと思ひます。この基金がさらに大きな広がりを見せるためには、このあたりがこの基金の活用の中で立派に用意をされると、恐らくこの広がりが大きく展開をされていくというぐあいに思ひます。

そういう思想を持ちましたので、予算委員会にておける各閣僚が緑の羽根をみんなつけておられるということ、そしてそのことからうかがえる大臣の意気込みも感じながらも、今申し上げましたような事例も含めて、このことが大きな広がりを見せていくために、その取り組みに向けての大蔵のお考えをまずお聞きしたいと思います。

○國務大臣(大原一三君) 井上委員初め各先生方の大変な御努力で、議員立法でこの緑の基金が本格的な軌道に乗つかることができましたことを心から感謝申し上げたいと思います。

今おっしゃいましたように、二十三日から二十一

九日までこの運動を開拓するわけでございますけれども、先ほどの総理府の世論調査にもございましたように、国民の緑に対する関心は非常に高まっています。

ございます。何らかの形で緑の行事なりホラン

閣議でも、どうかひとつ二十九日まで全員おつけないただくようになると要請をしたところであります。が、けさも閣議がありまして、二人ばかり洋服をかえてきたたうの早速忠告をいたしまして、秘書官につけるようにと言いましたら、閣僚の皆さんがああそっかうかと言つて備えてつけていただいた状況もござります。どうかひとつ国会議員、特に農林水産委員会の皆さん方には、この推進方に對してお世話をなつておりますが、さらなる御協力をぜひともお願ひ申し上げたいと思ひます。

○井上吉夫君　どうもありがとうございました。
加えて申し上げますと、実は担当の方々に御相談をして、衆議院も参議院も議員会館に緑の羽根の募金箱を用意してあります。来館する人たちみんなが、なるほどこれだという感じを持つまでは、それは一年や二年では定着しないと思ひます。それぞれの担当の方々も大変理解をしてくれまして、すべての会館、私の所属する自民党本部も募金箱を用意しております。

大臣のさらなる取り組みをお願いしておきます。

ところで、我が国の林业は、昭和三十年代、四十年代におきましては、材価も大変堅調でございました。さらに、造林補助金という制度が本当に有效地に機能をいたしました。この時期には造林面積もどんどんふえてまいりましたし、山に対する関心は、黙つていても良好な材価というのが支えてくれました。政策もそれに十分見合つたと思います。実は私が造林を始めたのは昭和三十一年からでございますから、ちょうどこのころであります。そのころ、たまたまおやじが若いとき仕立ててくれた山がちょうど切りどきのやつがありました。その杉の一立方で大体十一人の人夫が雇えました。その杉の立方で大体十一人の人夫が雇えました。一方の材代でもって大体一人の人夫が雇えたのがその当時であります。もちろん四十年代に入りますと、これは七人とか八人とかとい

加えて申し上げますと、実は担当の方々に御相談をして、衆議院も参議院も議員会館に緑の羽根の募金箱を用意しております。来館する人たちみんなが、なるほどこれだという感じを持つまでには、それは一年や二年では定着しないと思います。それぞれの担当の方々も大変理解をしてくれまして、すべての会館、私の所属する自民党本部も募金箱を用意しております。

大臣のさらなる取り組みをお願いしておきます。

ところで我が国の林業は昭和三十年代四十年代におきましては、材価も大変堅調でございました。さらには、造林補助金という制度が本当に有効に機能をいたしました。この時期には造林面積もどんどんふえてまいりましたし、山に対する関心は、黙っていても良好な材価というのが支えてくれました。政策もそれに十分見合つたと思いま

実は十人なり十一人雇えなんです。今ではこれが一立方の材代で一人の人夫しか雇えません。昭和三十九年の木材輸入の自由化以降、円高の進行などによりまして、外材輸入量がどんどんふえてまいりました。二二%余りが国産材であって、七七%余りが実は今の大外材依存率であることは既に御承知のとおりであります。こういう厳しい経営環境に置かれておりますので、この際、そういう状況の中で何とかしなければならないという思いが今度の林野三法案という形でまとめられたと思ひます。

中身については、五年ほど前に森林法を改正いたしまして、国有林であれ私有林であれみんな一緒になつて流域単位で仕事をやつしていく、大きなロットで作業を進め、そして加工、利用も進めていくという、そのことを今度の法律の中でもまとめて上げたものだと思ひます。

流域を中心とする森林・林業及び林産業の活性化に向けての基本的な枠組みを確立するというのが今度の法律の最大のねらいだと思うんですが、このことを含めて、今回提出された林野三法案の内容をひとつ御説明をいただきたいと思ひます。林野庁長官からお願ひします。

○政府委員(入澤鑑君) ただいま御指摘がありましたとおり、戦後我々の先輩諸氏が大変な労苦を重ねまして世界に誇る一千万ヘクタールの人工造林をやつたわけでござります。もうあと五年もしますとこれが伐期適齢期になりますとして、マーケットを求めてその準備を今しているわけでございます。

ところが、今御指摘がありましたように、外材が八〇%近くを占めるというような状況のもとで我が国の林業はあえいでいるという状況でございます。私も就任以来、現地に行きましたと、國産森林組合では、材価が低迷するために、毎日の材価を見ながら木を切つたり切らなかつたり、一喜一憂しております。原木市場に行きますと、國産材が入つてこないのですから、せっかく市場を

開設してもこれが十分に機能しない。製材工場へ行きますと、国産材が十分に来ないのですから、せっかく施設整備をしたけれども操業がうまくいかない。こういう状況でございまして、川上から川下まで三すくみの状況でございます。

国産材時代が来る、あるいは流域管理システムを確立するんだというかけ声で我々はいろんな話を打つてきましたけれども、このままではそういった状況を実現するのはなかなか難しい。思いつかって川上から川下まで林業の活性化、林産業の活性化を図らなくちゃいけないという気持ちがありまして、この三法を提案したわけでございます。

具体的には、山村に住んで林業を主業として特用林産物とかなんかを含めながら所得を確保して、そして山を整備していく。意欲のある林家あるいは森林組合、造林公社等によって、間伐が進んでいませんのでその間伐を十分進める、森林を整備するということが一つでございます。

もう一つは、何といっても大事なことは国産材の需要の拡大であります。外材に対抗して十分に商品価値を主張し得る国産材をマークettに供給するにはどうしたらいいか、その条件整備をするための仕組みを考えたわけでございます。

さらに、林業の担い手である労働力を十分に確保しようと思いまして、この三法を提案したわけでございます。

○井上吉夫君 きょうは十時よりちょっと前に、私ども同僚松村議員と一緒に、一時間という番組をできれば少し節約し、予算委員会に間に合うよううに終われということでもござりますので、用意しました質問の中で若干の割愛はせざるを得ないと思います。

そこで、三法案は私は全体として非常によく仕組まれていると思います。ただし少し、本当にこいになるには、そう二年や三年でとても長官が考えているような筋書きを、全職員が全く同じような意識を持ちながら一生懸命踏ん張ってみても、容易でないと思います。

というのは、流域単位でやつて、いこうという五年前の森林法の改正も、百五十八の地域は實際はまだ協議会ができたばかりというところが大部分だと思います。本当にそれが効果ある行動を起している地域というのは、林業白書などに書いてある幾つかの、恐らく一けたぐらいの地域がようやく本当の意味の実働体制に入っているというふうに思いますといふと、今度の林野三法案が、なるほどこれでやっぱり国産材時代という名にふさわしい内容になつたなというには容易ではないと思います。

したがつて、今一番大事なのは何なのかなとうと、人工林は二千五百萬ヘクタールの中の一千万ヘクタール、約四割、大体このくらいがほどほどではないのかな。山を仕立てる場合に一番経費のかかるのは、一番最初の地ごしらえから植えつけの期間であります。その期間は一千万ヘクタールを到達して、今新しく造林をしようという林家さんはほとんどありません。切った後植えてくれるのとは森林開発公団なりあるいは各県にあります公社ぐらいのものでありますて、個人造林というののはほとんどもう見るべきものはありません。

私は昭和三十六年から今日まで我が町の森林組合長をやつておりますが、その間の歴史をずっと見てみますと、大体年平均四十ヘクタールぐらいをずっとやつてきました。平成に入りましたのはこれは一けたであります。二、三年前は三ヘクタールであります。そして、二十ヘクタールから三十ヘクタールを公団がかわつてやつてくれているという姿であります。

ということは、今必要なのは何かといえば、せつかく植えた山を立派に手入れをするという、間伐を徹底して実行するというのが今一番大事な山の手入れであります。このことに向けて全力を投注していただきたいということを考えますので、その取り組みについての考え方をまず聞きました。

それからもう一つは、これも時間がありそうにありませんので、実は去年、林業税制の中でもう

少し概算経費を、今の税制の四〇%では概算経費にはとても足りないよ、最低四五ないし五〇%ぐらいの概算経費を考えないと、林家はだれも新しく山に手を入れようという気持ちはわいてこない。そういうこともあって、実は林野庁はぜひともこの際に概算経費率を上げたいなということで要求したはずです。最終的にこれが実は認められませんでした。

何もこれは今は始まったことではなくて、いろんな議論の過程の中で四〇%の概算経費になったのは昭和六十二年であります。それから八年たっております。そのときから既に用意されております林業税制の中では、御承知のとおり五分五乗課税方式が一つ、森林計画の特別控除が二〇%，さらに基礎控除五十万円がある、そういうもので他の税制よりも優遇されているではないかというのが主税の側の、実はそんなにあれもこれもいじるわけにいかぬという理屈の基本だったと聞いております。

しかし、昭和六十年以降、継続してどんどん材価は横ばいなし下落であります。この間の人物費の増嵩を計算してみますと、当然のこと、概算経費率は少なくとも四五ないし四六%ぐらいにしなければ実情に合わない。そのことは、もつともつと詰めた議論をするならば、去年の税制改正の段階で答えとして出てきていいなければならなかつた問題だと私は考えます。

しかし、年末の税制改正の際に成功することはできませんでしたが、このことは去年で終わりではないんです。ことはもつと状況が悪くなっているということもありますから、平成八年度に見送られたこの措置を少なくとも平成九年度にはぜひ認めさせなきやならぬ、認めてもらわなきやならぬという交渉をしていただかなきやならぬと思います。これへの取り組みをどういうぐあいに考えておられるかということをお伺いをしておきたいと思います。

それから、時間がありませんのであわせて答えていただきたいと思いますが、我が国の森林所有

林家のうち九割以上は御承知のとおり二百五十分の実態というのは、御承知のとおり二百五十分の零細林家であります。これがもつともっと大きなまとまりならば能率が上がるんだという、そういう考え方もあるでしょうが、実を言いますと、戦後荒れ果てた山を營々と造林をしてきた主力部隊はこの人たちであります。この零細規模の林家の方々がいなければ、今の山はでき上がりっていないと思うんです。私は自分の森林組合の実態から見てもわかるわけであります。自分で造林をやっている人は大体この層であります。十ヘクタールとか二十ヘクタール以上の林家というのはほとんどが森林組合の作業班に頼まなければ、自分で造林ができるという人たちはごくまれであります。ということを考えますと、林業労働力の対策の対象者は、自分の手山を自力でやるという零細林家の人たちが、その残された余力と経験を森林組合の作業班員として支えてくれているというのが実は林業の実態であるということをしっかりと認識しなきやならぬ。労働対策もこういう対象を踏まえながら対応を考えていかなきやならぬと私は考えております。

そして、これから先の大規模林家の山を作業してくれる人というのは、一般的な林家の施業委託という形でだれでも求めてもこれはもう無理であります。やれるとすれば、森林組合の作業班というのをもっと力強いものに育て上げていって、それがこれから先の山を育て上げる主力にならざるを得ない。これは施業担当者が公団であれ公社であれいすれも同じであります。一番大事なのは、大きなロットでできるだけ安く育林から加工まで、そして最後のところまで届くという、そういうことを考えている今度の法律の最大のねらいと、林業白書のねらいも含めてやるとする場合、最終的にやっぱり一番大事なのは優秀な林業労務者を確保することだとということになると思いま

などに對して低利融資を行つてゐるわけでござい

ます。

さるに、今回の法律をきっかけといたしまして平成八年度におきましては、新たに農山村における滞在型の余暇活動施設の整備を推進するという名目のもとに、林家が民宿を設置する場合には林業構造改善事業に係る融資事業で対応するというふうに新しい工夫も凝らしております。

○松村龍二君 次に、林業労働力の確保の促進法案についてお尋ねいたします。

林業労働力の確保には、二つの視点があると思われます。すなわち、若い優秀な労働力確保とそれを雇用し支える林業事業体の強化が考えられるわけでありますが、ここではそのうち労働力の確保についてお伺いしたいと思います。

若い労働力についていえば、雇用条件のいい森林組合では都市部から若い労働者が入ってきておりまして、求人広告あるいはヤング向けの求職雑誌等への反響も高いなど、若い人を中心に労働意識の多様化が進んでいると思われます。福井県でも名田庄村、和泉村、若狭の各森林組合などが、県森連がまとめ役になり、首都圏や京阪神地区から若手労働者を募集、採用するなど努力しております。名田庄村等におきましては、村が森林組合に補助金を出してそういうような若い都会からの労働者の給与を一部負担するというような意気込みでやっておりまして、定着もかなりいいといふうに聞いております。

本法案においては、第十一條において各都道府県に労働力確保支援センターを指定するとされておりますが、若い優秀な労働者の雇用、定着のためにこの法案における支援センターの果たす役割、またその事業内容についてお伺いします。

また、あわせて伺いますけれども、本法案では、

第十三條において委託募集の特例について規定しております。

さきの森林組合の募集活動のようないしも対象になるのかも含め、委託募集の特例適用を受けることができるはどのような場合か、お伺いします。

また、委託募集の具体的な内容または方法について、公共職業安定所はどのような指導を行うのか、お伺いいたします。

○政府委員(入澤謹君) まず、私からお答え申し上げます。

今、御指摘がありましたように、福井県の名田庄村のように非常に積極的に新規採用活動を行つておられます。

今回、こういうふうな優秀な事例をモデルにいたしまして法案を考えたわけでございます。各都道府県に今御指摘のように林業労働力確保支援セ

ンターというのを設けますけれども、この支援センターを拠点といたしまして、都市部での募集を含めまして、広域的な募集が効果的かつ効率的に実施できるようにするということ。そのためには、後で答弁があると思いますけれども、職安法の特例措置として委託募集もできるようになります。

さらに、新規に就業する場合に必要となる移転とかあるいは事前の活動に要する資金も無利子で貸付けるということにいたしました。

さて、この委託募集の特例でございますが、職業安定法の特例として実施をしたいというふうに考えております。これができる場合ですけれども、複数の事業主とのセンターの共同の申請に基づきまして改善措置についての計画の認定を受けた事業主が、このセンターに林業労働者を募集することを委託する場合に特例を設けていきたいというふうに思つております。労働大臣に許可を受けることなく募集の時期あるいは人員等々につきまして届け出をしていただくということで、やりやすい形になるように実はしていきたいというふうに思つておられます。

公共職業安定所の方では、その際の募集のいろんな方法でありますとか、あるいははどういう時期がいいのかとか、あるいは募集人員等について相談、指導をさせていただきたいと思っておりますし、求職者の動向でありますとか、どんな方向に働く人の意識が向いていいるか、そういう情報提供もあわせていろんな形で支援をしてまいりたいというふうに思つております。

○説明員(吉免光顯君) 林業労働力確保支援センターで労働省の方の関係で申し上げますと、雇用関係がはつきりしなかつたり不安定といふようなことがござりますので、まずはやはり雇用管理の改善を図る、そういう観点から、あるいは一つには国内の木材産業界は低迷しているのが実情であります。

外材と比べて国産材の流通ロットが小さく不安定であるという問題点を何とか解決しなければならないであります。このため、従来から国産材の供給体制の整備を行つてきたことは理解しておりますが、本法案による対策とこれまでの国産材供給体制の整備方策との関連についてお伺いします。

ただいま先生からも御指摘ございましたけれども、労働者募集について委託募集の特例という形を設けさせていただきまして採用活動を改善する。例えば、先ほども先生御指摘ございましたけれども、いろいろな形で募集をすることが可能でございますけれども、事業所の内容につきまして、いろんな形でいろんな資料を一緒につくりました。あるいは説明会を一緒に開催をする、そういったようなことを進めてまいりたいというふうに思つておられるわけでございます。

それで、この委託募集の特例でございますが、職業安定法の特例として実施をしたいというふうに考えております。これができる場合ですけれども、複数の事業主とのセンターの共同の申請に基づきまして改善措置についての計画の認定を受けた事業主が、このセンターに林業労働者を募集することを委託する場合に特例を設けていきたいというふうに思つております。労働大臣に許可を受けることなく募集の時期あるいは人員等々につきまして届け出をしていただくことで、やりやすい形になるように実はしていきたいというふうに思つておられます。

公共職業安定所の方では、その際の募集のいろんな方法でありますとか、あるいははどういう時期がいいのかとか、あるいは募集人員等について相談、指導をさせていただきたいと思っておりますし、求職者の動向でありますとか、どんな方向に働く人の意識が向いていいるか、そういう情報提供もあわせていろんな形で支援をしてまいりたいというふうに思つております。

○松村龍二君 次に、木材の安定供給確保についてお伺いします。

林業白書を見ますと、平成六年の用材の自給率は二二・四%に低下し、木材産業を取り巻く情勢は、円高等に伴う製材品の輸入の増加等により、

このようない状況につきましては、しかし、各地で大変な努力がなされております。例えば、百五十八の流域の中の十九の流域におきましては、年間原木消費量一万立方以上の大規模工場が二十五工場も稼働しておりますし、このうち四工場につきましては年間原木消費量三万立方以上となつております。この一万立方から三万立方の消費量がありますと、十分に国際的にも競争できるコストになつております。

したがいまして、今回の法案におきましては、外材に対抗し得るだけの条件を整備するということで、森林組合連合、山元から製材工場群に対し

て一定の期間安定的にロットがまとめて出つく

ます。

そこで、国産材の供給体制の整備を図つていく上で、生材は狂いやすいため住宅部材としての木材の品質管理を徹底する必要があることや、プレカット加工には乾燥材が必要であることなどから乾燥材の供給が重要であると考えておりますが、県下でも乾燥材の割合は一割程度と低位にとどまつております。

そこで、乾燥施設等の設置に対する助成措置を含めまして、今后乾燥材の普及に向けてどのような対策を行ふこととしているのか、お伺いします。

○政府委員(入澤謹君) 我が国の木材の供給状況につきましては、今先生御指摘のとおりでござい

まして、非常に質が安定しない、あるいはロットが小さい、そういうことのために国際競争力がありませんし、また製材工場から出荷する段階におきましても競争力がないわけでございます。

このような状況につきましては、しかし、各地で大変な努力がなされております。例えば、百五十八の流域の中の十九の流域におきましては、年間原木消費量一万立方以上の大規模工場が二十五工場も稼働しておりますし、このうち四工場につきましては年間原木消費量三万立方以上となつております。この一万立方から三万立方の消費量がありますと、十分に国際的にも競争できるコストになつております。

したがいまして、今回の法案におきましては、外材に対抗し得るだけの条件を整備するということで、森林組合連合、山元から製材工場群に対し

ますと、専用林産物生産に必要な資金として、機械、施設の購入設置費、資材購入費等、これを現在市場で出回っている施設等の価格を勘案いたしまして一千円、それから伐期の長期化による施設の導入に必要な資金としまして二百万円、合わせまして千二百万円というふうにしたわけでございます。この伐期の長期化による施設の導入に必要な資金は、作業路の開設等に必要な資金と事前調査等経営の準備に必要な資金でございます。

それから、コンサルタントの必要性につきましては、私ども全くそのとおり考えておりまして、林業経営者に対する林業経営の改善促進のための指導を十分にやらなくちゃいけないということです、都道府県が窓口となりまして林業普及指導職員あるいは森林組合等の関係者が連携をとりながら実施するということにしております。

○風間知君 次に、大臣についてお伺いいたします。

林業、木材産業の経営基盤強化についての大臣が定めることとされている基本方針は今回のこの

三法案のためのみのためなのか、あるいはこれ以外に考えられる対策をも含めてなされるのかが一点。

もう一点は、策定する際に、現場の林業関係者の意見を聞くのかどうか、明快にお答えいただきたいたいと思います。

○政府委員(入澤謹君) この基本方針は、法制局の法律制度の段階におきましても議論したところでございます。政府から財政資金を投入する、そのためにはやっぱりガイドラインが必要である。それから林業労働力の確保の法律等も同じでございまして、ミニマムスタンダードを決めなくちゃいけない、そういう場合にはやっぱり国的基本方針が必要であるということございまして、この法律制度に必要不可欠な事項として決めたものでございます。

中身につきましては、林業経営の規模とか、あるいは生産方式等の林業経営の改善に関する事項を示すということにしておりますし、それから育

成すべき林業経営に関する基本的事項として、施業の合理化とか経営規模の拡大、複合経営等の推進等の事項を示し、これに基づきまして各都道府県が基本構想をつくるということになつております。

○風間知君 答えになつてないんです。要するに、

三法案のためのみのためなのか、そうでない、それ以外の対策も含めての基本方針なのかというこ

とを聞いておるわけです。

○政府委員(入澤謹君) まさに三法案のための基本方針でございます。

○風間知君 もう一点答えていません。

○政府委員(入澤謹君) それから手続的には、林政審議会で林業関係者の意見を聞いて定めるといふことになつております。この林業関係者の中に

は林業経営者も入っております。労働関係の関係者も入っております。その構想の達成度について林野庁は検査するのかどうか伺いたいと思います。

○政府委員(入澤謹君) 県は基本構想をつくること、これは任意規定でございます。これは自治体の地域の実態に応じまして定めることになつておられますので任意規定でございますが、基本方針があり方を経営類型ごとに指標として示します。例えば、どういう経営規模、面積がどうで、どのくらいの所得を目指にしてどのような経営をするかといふことを具体的にその地域の実態のモデルに合わせましてつくって示します。したがいまして、この数字を達成しているかどうかということについて常にチェックをするというふうに考えております。

○風間知君 わかりました。

○政府委員(入澤謹君) 御指摘のとおり、不在村の一般民有林の面積百七十六万ヘクタールのうち三七%が不在村森林であるわけです。不在村の林地について集積を拡大していくための方策がほんにも必要ではないかと思うんですが、どうですか。

○政府委員(入澤謹君) 御指摘のとおり、不在村

者の所有森林面積、これが年々ふえておりまして、平成二年の数字でございますけれども、三百万ヘクタールということでござります。民有林、私有林の二二%を占めるに至っております。これを解消するために種々の制度を設けるということが今回法律制度でございます。これにつきまして、具体的には森林の管理委託を促進するためには管理委託費の一括前払いに必要な費用を貸付対象とする、施業受委託導入条件整備資金というものを創設したいと考えております。

○政府委員(入澤謹君) まず、今回の改正において、認定を受けた林業改善計画に従つて林業

経営の規模拡大を図る、これは林地取得も経営の受託もそうでございますが、こういう場合を対象に林業用の機械を購入したとき等に対する割り増し償却制度を設けております。

それから、林地の保有によって規模拡大を図る場合、売買において図る場合には、売り手側が直接メリットを受ける税制上の措置といたしましては、森林組合等のあせんにより林地保有の合理化のための譲渡所得の特例、八百万円特別控除の措置がなされております。また、買い手側が直接買わば認定農家の林業版というふうに思いますが、私どもとしましては、農業経営基盤強化法に基づいて、例えば今、認定農家の報告を聴取していまますけれども、林野庁といたしましても各都道府県を督促しまして、常にこの実施状況をチェックしていきたいと考えております。

○風間知君 それで、経営改善計画が今度あるわけですねけれども、その認定をするということはいわば認定農家の林業版といふふうに思いますが、どうも、じや改善したというその指標、それは例えば収益性とか生産性などの数値的なものなのかどうでないのか、それをひとつ教えていただきたいと思います。

○政府委員(入澤謹君) 基本構想は、まずその地域の林業経営の実情に応じた望ましい林業経営のあり方を経営類型ごとに指標として示します。例えば、どういう経営規模、面積がどうで、どのくらいの所得を目指にしてどのような経営をするかといふことを具体的にその地域の実態のモデルに合わせましてつくって示します。したがいまして、この数字を達成しているかどうかということについて常にチェックをするというふうに考えております。

○風間知君 そうしますと、都道府県知事の作成する基本構想というのは義務づける必要があるのではないかというふうに思うんですけど、なぜ義務づけていないのか。例えば東京とか大阪といつたところであつてもやはり山林があり、あるいは林家がいるなら、東京、大阪も構想をつくらるべきではないかというふうに思うんですが、どうでしようか。

○政府委員(入澤謹君) この法律をつくるときに

も創設していきたいと考えております。

また、御審議いただいている法案によりまして林業経営改善計画の認定を受けた林業者が不在村者の所有森林等を取得する場合、この場合には林地取得資金の償還期限を延長する、二十五年から三十年にするということと同時に、予算上の措置といたしましてこれらの者に対しても助成金という形で助成金を交付したいと考えております。

○風間赳君 わかりました。

次に、林業労働力の確保に関して何点かお伺いしたいと思います。これは労働省も共管ということでありますので労働省の方にもおいでいただきおりましたが、まず都道府県知事のつくる基本計画、今度は基本構想じゃなくて基本計画は、私は義務的なものであるべきだというふうに思うんですが、これに関する林野庁の御意見はどうですか。

○政府委員(入澤謹君) これも先ほどの法律と同じように、森林資源の状況とかあるいは林業事業体をめぐる諸条件等に地域において差があること。それから林業においては地域特性が強くて林業労働力の確保の必要度合いが各都道府県において必ずしも同一でない。それからさらに、今一番大事なところは、法案審査の段階で法制局とかなりやり合ったのでござりますけれども、やはり都道府県の自主性を尊重するということを法律上は書かなくちゃいけない。そういうふうなことから基本計画の策定を都道府県知事の判断にゆだねたということでございますけれども、行政指導としてはすべての都道府県において基本計画が策定されようとして積極的に指導してまいりたいと考えております。

○風間赳君 そうですか。わかりました。

基本計画によつて今度は指定される林業労働力確保支援センター、これは私は必ずしも県庁所在地にある必要はないのではないかというふうに思つてます。地域の林産業の中心となる市町村に置くのが私は最も適切ではないかと思うんですが、ここはどうですか。

○政府委員(入澤謹君) 全く御指摘のとおりでございまして、必ずしも県庁所在地に設置する必要はないと思ひます。

ざいまして、必ずしも県庁所在地に設置する必要はないと思ひます。

○風間赳君 ということは、各県から上がつてきるものを受け入れるということですか。

○政府委員(入澤謹君) そのとおりでござります。

○風間赳君 支援センターに募集を行わせようとする、つまり、わかりやすく言うと人材紹介とともに人材紹介についてのみ言えると思いますが、その人材紹介についてのみ職安法上の大きな例外が認められているこの根拠、最大の根拠は何なのかということが一点、こ

れ労働省の方にお伺いしたいと思います。

もう一点、労働省の方に。事業主の労働者に対する義務は、例えば口頭契約が四六%を占めているとか書類の記載事項に不備な部分があるとか、まだそういう意味では不備な面があるよう

うに思えてならないわけですが、事業主の経営が今度軌道に乗つたら、労働力確保のために努力ではなくて義務に変えるということを含めたこの法案の再改正をすることはあり得るのか。

この二点について伺いたいと思います。

○説明員(吉免光穎君) 一点目でござりますけれども、支援センターによる委託募集を認めましたのは、林業労働力の現状から見ましてより一層確保しやすいという形をつくるために求職者にアピールしたり、あるいは知名度をもつと出していく、そういうことで特別に委託募集の規定を含めさせていただいております。

それから、もう一点の方でございますが、先生おっしゃいますように、雇用管理いろいろ改善をしていく必要があります。法案の中で文書交付について事業主に努力義務を課すということにいたしておりますし、通常雇用についても経営基盤の強化と一緒に相談、指導をしてまいる所存でございまして、この法案が成立しますればその円滑な施行に努めてまいりたいと思いますし、その施行状況を見ながら検討していく課題かなとおっしゃいます。

○風間赳君 じゃ、状況によってはあり得るといふうに、その含みを持たせていると理解していい

いんですか。

○説明員(吉免光穎君) 状況を見ながら十分検討してまいりたいと思います。

○風間赳君 それでは次に、無利子貸し付けの就

業促進資金、これについて伺います。

日本育英会の奨学金と同様に林産業に一定年数を從事した場合には返済免除とかあるいは猶予とかをする制度を導入すべきだと私は思うんです。

これは、むしろ新規労働者は若年の方よりも今現

在もう五十年以上の人たちが七割近く就業されて

いるということを考えますと、リタイアして、自

分の趣味のレベルではできないんだと思うんです

が、先ほど井上先生もそういうふうにおっしゃつ

てましたからかなり専門的な技術を要すること

であります、そつなりますと当然五十代以上の

方々の新規の就業者にもっと目を配るべきではな

いか。林作業というのは七十までできるかどうか

私はわかりませんが、もし七十までできるとして

もせいぜい十数年であると思ひますから、だつた

ら五年なら五年働いたらこの林業就業促進資金は

免除しますよ、あるいは猶予しますよといふことを

だけやつても新たに入つてくる人は極めて少ない

のではないかと危惧するものであります。

したがいまして、育英会の奨学資金制度のよう

な制度が導入できないかどうかが一点。もし国が

できぬと言つたならば、例えば都道府県、市町村

が同様の制度を導入することについて國はどう判斷するのか、この二点を伺いたいと思います。

○政府委員(入澤謹君) まず、免除規定を設ける

ことにつきましては、これはあくまでも建前上は個人の自由な判断に基づく私的な経済活動でありますので、他産業とのバランスから見てあくまでも就業後の所得で償還することが適切であるといふ原則でござります。

ただし、こういうような原則でござりますけれども、林業が持つている実態にかんがみまして、無利子であるとかあるいは最長二十年の償還期

でできるだけ負担を軽くするような措置も講じております。また、どうしても新規就業者を確保しなくていいけないという必要性に迫られている事業主があるとすれば、事業主が借り受け者となることによりまして労働者自身が返済義務を負わない

というふうな方法があるかと思います。

それからさらに、都道府県、市町村が国にかわっていろんな措置を講ずることができるかどうかということがありますと、自治省からの地方交付税、これをもらいまして各都道府県に粗い手育成基金がつくられております。この粗い手育成基金は非常に汎用性の高い基金でございまして、その基金の運用益を使いまして就業促進資金について国ができる部分につきましては、自治省からのかどうかということがありますと、そのまま運用の

いろいろと考慮しているわけでござります。

それからさらに、都道府県、市町村が国にかわっていろんな措置を講ずることができるかどうかということがありますと、自治省からの地方

交付税、これをもらいまして各都道府県に粗い手育成基金がつくられております。この粗い手育成基金は非常に汎用性の高い基金でございまして、その基金の運用益を使いまして就業促進資金につくられるべきだというふうに認識するわけです。

それからもう一点の方でござりますが、先生おっしゃいますように、雇用管理いろいろ改善をしていく必要があります。法案の中で文書交付について事業主に努力義務を課すということにいたしておりますし、通常雇用についても経営基盤の強化と一緒に相談、指導をしてまいる所存でございまして、この法案が成立しますればその円滑な施行に努めてまいりたいと思いますし、その施行状況を見ながら検討していく課題かなとおっしゃいます。

○風間赳君 確かに、労働現場の問題

であります。また、どうしても新規就業者を確保しなくていいけないという必要性に迫られている事業主があるとすれば、事業主が借り受け者となることによりまして労働者自身が返済義務を負わないというふうな方法があるかと思います。

したがいまして、育英会のような返済猶予あることは免除の規定というのではなくか他の例のバランスからしてとることはできませんけれども、いわゆるふうな方法があるかと思います。

日本育英会の奨学金と同様に林産業に一定年数を從事した場合には返済免除とかあるいは猶予とかをする制度を導入すべきだと私は思うんです。

これは、むしろ新規労働者は若年の方よりも今現

在もう五十年以上の人たちが七割近く就業されて

いるということを考えますと、リタイアして、自

分の趣味のレベルではできないんだと思うんです

が、先ほど井上先生もそういうふうにおっしゃつ

てましたからかなり専門的な技術を要すること

であります、そつなりますと当然五十代以上の

方々の新規の就業者にもっと目を配るべきではな

いか。林作業というのは七十までできるかどうか

私はわかりませんが、もし七十までできるとして

もせいぜい十数年であると思ひますから、だつた

ら五年なら五年働いたらこの林業就業促進資金は

免除しますよ、あるいは猶予しますよといふことを

だけやつても新たに入つてくる人は極めて少ない

のではないかと危惧するものであります。

したがいまして、育英会の奨学資金制度のよう

な制度が導入できないかどうかが一点。もし国が

できぬと言つたならば、例えば都道府県、市町村

が同様の制度を導入することについて國はどう判斷するのか、この二点を伺いたいと思います。

○政府委員(入澤謹君) まず、免除規定を設ける

ことにつきましては、これはあくまでも建前上は個人の自由な判断に基づく私的な経済活動でありますので、他産業とのバランスから見てあくまでも就業後の所得で償還することが適切であるといふ原則でござります。

ただし、こういうような原則でござりますけれども、林業が持つている実態にかんがみまして、無利子であるとかあるいは最長二十年の償還期

あるいは所得の問題等からしまして各種の社会保険制度に対する加入率が林業の場合は低うござります。しかし、これは逐次改善していくかなくちゃいけないというふうに私ども考えております。

現在やつておりますのは、先ほどちよと申しましたけれども、各都道府県に担い手育成基金ができております。これは金利が低いんですが、毎年毎年拡充強化されております。この一部を使いまして、例え社会保険料の掛金の一部助成を森林組合の作業班員に対してやるというふうなことを講じながら、間接的にでも少しでも社会保険の加入率を高めていきたいというふうに考えているわけでございます。

○風間赳君 ちょっと話も出しましたが、まさに作業の安全を図る上で、また一方の視点では生産コストの低減を図るために林道などのインフラ整備が大変重要であるわけです。少なくとも今まで年度ごとに、例え三年度は民有林の林道事業について、山村活性化林道リフレッシュ事業、四年度は防火林道整備事業、五年度は林業地域連絡林道整備事業、六年度は林道機能高度化事業、七年度は林道交通安全施設整備事業、カーブミラーとかガードレール、やっていらっしゃることはわかつておりますが、そうなると平成八年度あるいは九年度の新規拡充策が当然用意されているはずです。用意されてしまうべきだと思いますが、ここはどうでしょうか。

○政府委員(入澤赳君) 每年いろいろな名目のもとに林道予算をふやしておりますけれども、基本的には森林法に基づきます森林整備事業計画の五年計画を具体的に実行に移しているわけでございます。林業労働の安全のためにもこの林道整備が必要でございまして、この予算に基づきまして毎年延長をしていくわけでございます。このほかに、最近ではふるさと林道緊急整備事業と称しまして、八年度では地方単独事業費で二千億円のお金をいただきまして、これも林業の就

労条件の改善等に必要な林道の計画的な整備に向けて使つておるわけでございます。

このように、国の公共事業費とそれから地方交付ですか。

付税に基づくふるさと林道の緊急整備事業とあわ

せまして整備をしていきたいというふうに考えておるわけでございます。

なお、この森林整備事業計画につきましては本年度で期限が切れますので、また新しい視点から内容を拡充するべく今研究会を設けて来年度に備えているわけでございます。

○風間赳君 そうすると、ふるさと林道緊急整備事業を八年度の新規拡充施策としていくわけですね。

まあいわば、素材は同じでも何とかして嫌いな食事を子供に食べさせようという思いでいろいろメニューしているというふうにとれてもしようがないぐらいに林道整備事業がおくれている。

やっぱりこの根本的なところを予算づけも含めてもっととやつもらわないと、実際に、例え六年度の沿道の作業ポイントや休憩広場を林道の開設とあわせてやるという事業が一体どのくらい達成されているのか、これすら私は知らないわけですよ。該当するところの現場の人はわかっているかもしれませんけれども。

だから、メニューをたくさん並べてやつていきましたという型どおりのあれではなくて、本当に五年なら五年でここまでやるというふうに決めていいんだつたら、その積み残しの分はどうするか等も含めてどうですか、インフラ整備にどう取り組んでいますかといふうにお聞きしたわけですから、きつと答えてください。

○政府委員(入澤赳君) 現在の整備目標というの

ございます。

○風間赳君 その現場を長官はごらんになつたわけですか。

○政府委員(入澤赳君) 私は各地に行って見ておりまして、非常にまちまちでございます。北海道にも行つてみました。沖縄にも行つてみました。それから、宮崎県にも行つてまいりました。宮崎県のようなところでは、クタール当たり四十六メートーとか五十メートーとかいう非常に密度の高い道路を用意しております。こういうところは切り出しコストが非常に安うございます。国際的に見ても十分競争力がある価値になつております。

そういうふうな現場を見るにつきまして、やっぱり林道網の密度、これを高めていくことが国際競争力を高めるために必要不可欠であるというふうに認識しております。

○風間赳君 それは、次に国産材時代を迎えるに当たりまして、平成二年のデータでは林業従事者が十一万人、平成十二年には五万人ぐらに減るのではないかというふうに試算されているよう

でございます。林野庁は一方では国産材時代だと、じや、これに迎え撃つために必要とされる従事者人口をどのくらいというふうに試算しているのか、現状から見てどういう数字と考えるのか、教えていただきたいと思います。

○政府委員(入澤赳君) 林業就業者は、御承知のとおり三十五年、當時四十四万人いましたのが、最近ではその四分の一の十一万人に減少しました。しかも五十歳以上の割合が七割でございます。これを見ると、若干ふえているんですが、二百人前後で推移しております。もし今後こういうような新規参入の状況で推移するとしますと、平成十二年には林業就業者は五万人強に減少してしまうのではないかということは危惧しております。

将来の労働力がどのくらいになるかということを試算してみますと、必要とする雇用量を一人一日当たりの年間就労日数、今百五十日程度でございまして、それと太刀打ちできるような採算、収益性というものを考えていかなければなりません

いますけれども、これを百八十日というふうに大幅に延ばして換算し、さらに機械も今開発途上でござりますけれども、大幅に機械化が促進される

必要であろうというふうに考えております。このふうに想定いたしますと、林業労働者は基本的に人ぐらの新規参入者が必要であるというふうに計算しております。

○風間赳君 それでは次に、木材の安定供給について、私はいろんな視点があると思ひますけれども、取つてつけたような形で足りないからどうとかこうだとかという継ぎはぎ的なことではなくて、いろんな変動するファクターがありますけれども、むしろ二十一世紀前半ぐらいまでの木材の需給の見通しをきちっとつくる必要があると思うんです。

そういう意味で、長伐期の導入に伴つて品質階級別の見通しをも含めてつくるべきだというふうに私は思ひますが、この木材需給の見通しについて大臣の御見解を承りたいと思います。

○国務大臣(大原一三君) 今御指摘ございました长期需給見通しを立てるべきではないかという御意見でございます。

我々は国産材時代、国産材時代ということを言つているわけでございますけれども、今お話をありましたように、これから労働力の逼迫、それから外材等の圧力、そういうものを総合勘案して今回も施策を打ち出したわけでございます。しかし、委員御指摘のように、やはりそれらのいろいろのファクターを総合的に織り込んで、そして長期需給見通しを立てていくことはぜひとも

私は必要であると、このように考えております。しかし、外材の値段というのが不確定要素でございまして、それと太刀打ちできるような採算、収益性というものを考えていかなければなりません

ので、何はともあれ、我々はその体質改善のためできる限り早くこの法が施行されまして、そして軌道に乗つけるということが非常に大事なこと

だと、こう思っております。
○風間知君 大臣、それはちょっと逃げの言葉のように聞こえてしまうがないんです。法案が通つてから木材需給の見通しを立てるというふうにも、改正する法案をどんどんつくるということは、やや聞こえたんではありますけれども、そうではなくて、新たにこれからいろんな困難な状況があるにしてある意味ではもう根本的に見直さなきやならない時期に来ているんではないかということからも、私は不確定要素があるにしても木材需給の見通しをきちっとつくる必要があるというふうに主張しているわけで、大臣も必要性をそうお感じになつていらっしゃいますから、いつやるのかということとに尽きるんではないかと思いますが、再度いかがでしょうか。

○政府委員(入澤肇君) 先ほど大臣が御答弁申しましたように、非常に不確定な要素がたくさんありました。それでございまして、たしかこの法案を契機にいたしまして何としても需要拡大をしなくちやいけないということをございます。
今、私どもが持つておりますのは、昭和六十二年に閣議決定されました林産物の需給見通しでございまして、平成十六年に木材自給率を四三から四八%に高めていこう、そういう見通しを持つて立てるべきじゃないかということでございました。そこで、各般の要因を分析して新しい見通しを立てるべくじやないかということでございまして、現在、林政審議会に基本計画部会を設置いたしまして検討を行つております。ことしじゅうに成案を得て、今年度中には発表したいというふうに考えております。

○風間知君 確かに、不確定要素というか不安定要素が余りにも強い部分ですから、なかなか審議をされている中でも結論を出しづらい部分があるかと思ひますけれども、統意この見通しを立てた上での国産材時代到来に迎え撃つ戦略をぜひ立ていただきたいというふうに思ひます。

それで、国産材の需要拡大策としていろんな切

り口があるかと思ひますが、私自身は、まず第一に地域の公共建築物を地域の木材でつくるうといふ機運をどうやって盛り上げていくのかなど、ござることが非常に大事ではないかと思います。しかし、そのためにはお金もかかると。したがつて、私はこれは根本的なことに入つていくのかと思いますが、これについてはいかがでしょうか。

○政府委員(入澤肇君) 国産材の需給喚起のためには、ソフトからハードまでいろんな政策を準備しなくちやいかぬと思つています。

まず、需給喚起するために「木と健康」ということで映画をつくりました。今三千本も売れていますけれども、一般の皆さん方に見ていただきまして、居住空間を木材で埋めようじやないかといふ気を起こしてもらいたいと思いまして映画をつくったんですが、これが好評でございます。これを受けまして、具体的に一定の予算で居住空間を木材で内装化するという場合に、木材利用相談センターというのを各都市に五十八カ所つくております。

このようなことを前提にいたしまして、予算としましては、木造建築物の耐震性を向上させるための指針の策定だとか、あるいは内装部材の開発とか、木材製品の品質向上のための普及啓発等の予算と同時にかなりの試験研究費等を用意しておられます。しかしながら、これは非常に限られておりまします。しかし、これは非常に限られておりまして、私は今御指摘の公共施設に對しまして一例としては木造の学校建設が挙げられるかと思ひます。まさに今長官おつしやつたように。去年は二十七校の小学校、中学校が木造建築としてつくれられ、昭和六十年に文部省が木を利用する、木材を利用するという通達を出されて以来、六十一年から昨年まで百八十六校、木造建築の学校があるというふうに私はきのう教えてもらいました。そのうち小学校が百四十五校、中学校が三十四校、幼稚園、高校が七校と、まさに鉄筋コンクリートにはない教育上の効果、あるいは木の香りが優しい人格の形成に寄与するという、また児童あるいは教師の健康にもいいという、一々検証する必要もないと思ひますけれども、いずれにしま

都では東京都の木を使つてくれというふうなことで売り込みを図るうと思ひまして、キャラバン隊まで編成して今対応しているところでございま

す。そのようなことでありますので、これからも全力を挙げて需要拡大のPR等に努めてまいりたいと考えております。

○風間知君 最後の、後段の質問についてはお答えになつていません。

○政府委員(入澤肇君) 具体的に補助金をハード施設に對してということでございますけれども、林業構造改善事業であるとかあるいは農業構造改善事業、あるいは畜産局が所管しております豚舎とか、そういうことに対しても国が補助金が出ております。特に、大断面の集成材の技術が飛躍的に発展しましたので、大きな集会所などがあるいはコミュニティーセンターとか、そういうことに對しては農林省関係の補助金でもかなりの補助金が出ております。

さらに、文部省に對してもそういうふうな補助金を出すように要請しておりますし、建設省に対しても同じようなことを要請しているところでござります。

○風間知君 よく存じ上げております。文部省の方にもおいでいただいているんでちょっと文部省さんにもお伺いしたいと思います。

一例としては木造の学校建設が挙げられるかと思ひます。まさに今長官おつしやつたように。去年は二十七校の小学校、中学校が木造建築としてつくれられ、昭和六十年に文部省が木を利用する、木材を利用するという通達を出されて以来、六十一年から昨年まで百八十六校、木造建築の学校があるというふうに私はきのう教えてもらいました。そのうち小学校が百四十五校、中学校が三十四校、幼稚園、高校が七校と、まさに鉄筋コンクリートにはない教育上の効果、あるいは木の香りが優しい人格の形成に寄与するという、また児童あるいは教師の健康にもいいという、一々検証する必要もないと思ひますけれども、いずれにしま

しても、木造建築と同時に、通達を読ませていただきますと、建物の内装の木質化についても、内装の木質化に間伐材を利用することを含めて通達がお出されておるようでございます。

これは学校だけじゃなくて、例えば北海道では道民の森・森林学習センターとか、あるいは内装の木質化に関しては道立江差病院あるいは札幌市にあります道立体育センター、あるいは今ままで工事中でありますけれども、札幌の中央警察署などにも使われているというふうに聞いております。

また、そういう意味では、話をもとに戻して、学校の施設における木材使用の促進について、木材需要喚起のために、文部省のまずスタンスを今後を含めてお伺いしたいと思います。

もう一点、文部省さんにお伺いしたいのは、現行の施設整備の補助制度はどういうふうになつていて、私どもは今御指摘の公共施設に對しまして、木材需要喚起のために、文部省のまずスタンスを今後を含めてお伺いしたいと思います。

○説明員(玉井田由夫君) お答えを申し上げます。学校施設における木材の使用でございますけれども、これは先生御質問の中でもお触れいただきましたけれども、学校施設はやはり潤いだとかあるいは温かみというのも大変重要なと認識をしておられる方でございます。そういう意味からいきますと、木材を使用することは有効である、こういう認識も持つておられるわけでございまして、そういう観点から、従来から学校施設を整備するに当たって木材をできるだけ活用するようになります。

特に、これから学校教育はいろいろ難しい問題もあります。そういう目で見ますと、ゆとりだとか潤いというものを施設面でもつと求めたいかねはならない、かよつて考えておりますので、そういう観点からの努力もさらにさせていただきたいと思つております。

また、そういう施策をどのような形でやつていいかということになるわけでござりますけれども、主な施策を少し説明させていただきますと、先ほどこれも先生の御質問の中で大方は触れていただいたわけでござりますけれども、一つは昭和六十年に文書をもちまして「学校施設における木材使用の促進について」という通知を出し、各都道府県にできるだけ使用するようについて要請をしてきているわけでござります。そして翌年度六十一年度に、木造建築のための補助単価、これを前年度に比べまして、小中学校の校舎の場合でござりますけれども、六八・八%引き上げまして、鉄筋コンクリートづくりと同じだけのものに引き上げたわけでござります。さらに、その後、鉄筋コンクリートづくりも含めまして、五年度、六年度には大幅なまた単価増も行つてているわけでござります。

さらに、昭和六十一年度には、児童生徒等の集いやあるいは交流を促進するという観点から、木材を使用した集いの木の部屋等の教育研修施設を整備する事業も新たな補助制度として出発をしているわけでござります。

それらが主なものでございまして、これらを活用しながら今後とも学校施設整備に努めてまいりたい、かように考えておるわけでござります。

○風間純君 ありがとうございました。

いずれにしても、文部省が音頭をとつていうよりは、自治体なりなんなりの申請があつて初めて動かざるを得ないということでありますけれども、もう少し本当に木の持つておるハードな部分とやらかしてい部分との微妙なあれを教育の現場に生かしていくといふ、積極的な木材利用あるいは木材使用の促進についてお願いしたいということが一点。

それともう一点は、北海道内に木造建築で新しくできている学校は、今比較的少ないんでありますか、よく見ますとほとんど外材の方が多いといふような印象なんです、これは私の印象。これは文部省さんにとってみれば国産材であろうが外材

であろうが木材じやないかという思いいかもしれないので、そこを余り間違えないようにしていただきたい。つまり、国産材を特に利用していくような木材需要喚起という観点に立っていただきたいと思いますけれども、ひとつそういう意味でよろしくお願ひしたいと思います。

文部省さん、結構でございます。一言あればどうぞ。

○説明員(玉井日出夫君) 私どもは、あくまでも学校をどのようなよりよい教育環境の中で整備していくかと、こういう観点でございますので、そこはひとつ御理解を賜りたいと存じます。

先ほど先生お触りになりましたように、申請でござりますので、それぞれの設置者において、我が地元の産業振興という観点もございましょうし、また一方においてはやはりそれぞれの市町村の財政事情もございましょう。それらを加味しながらそれぞれの設置者において御判断いただきたい、かようと考えておるわけでございます。

○風間赳君 文部省さん、もう結構でございます。ありがとうございました。

それでは次に、木造家屋などの耐火性といいましょうか、さまざまなものができる発展性があるわけですねけれども、地方自治体で域内産材を使った場合に補助金を出すような例が、例えば北海道では道南杉商品性向上対策事業というのがあるんです。これは、わずか三百六万ぐらいの事業費で半分を補助していただいているわけですけれども、補助率は半分なわけですけれども、全国に大体これどのぐらいあるんでしょうか、つかんでいらっしゃつたら教えていただきたいと思います。

○政府委員(入澤肇君) 各県でいろんな取り組みをやっていて、今の北海道の例は、マークティング等に要する経費であるとか、あるいは定規格・定品質材の流通促進のための融資だとか、こういうものでございますが、そのほかに具体的に

今、私どもがつかんでおりますのは、平成六年度におきまして全国で二十一億六千二百万円、これが各都道府県から木材需要拡大対策として補助金として出している金額でございます。中身は、木材供給体制の整備、これはビジョンの策定とかあるいは流通調査なども入りますが、加工体制の整備等ハードのものも入っております。それから、木材利用の普及啓発、これは展示会だとか催し物、コンクール等でございます。それから木材利用の開発促進、利用技術の開発普及、あるいは間伐材等小径木の利用技術の開発普及等が対象でございます。それから、木造住宅・建築物の振興ということで、木造住宅の普及啓蒙のためにお金を出しているところでござります。

こういうふうな中で非常に有名なのが、例えば、滋賀県の愛知郡湖東町の湖東町立図書館であるとか、あるいは長野県松本市のグローバルドームだとか、あるいは秋田県大館市の大館地区多目的ドームであるとか、あるいは熊本県の小国町の小国ドームであるとか、いろいろな建物が具体的に補助金を使って建てられております。その県の県産材を使って建てることでございます。

○風間純君 わかりました。

次に、輸入住宅について伺いたいと思います。通産省さん、おいでになつていただいていますでしょうか。

私は、よくマスコミというか、つまり業者さんが言っている輸入住宅と、消費者サイドに立つた輸入住宅とどうも乖離があるような気がしてならないんです。一体、輸入住宅というものの定義はどういうものなのか。通産省で押さえている、通産省で押さえている定義ということはあり得ないわけで、定義がそんなにまちまちだつたら定義じゃないわけですから、輸入住宅の定義をまず一つ教えてもらいたい。

もう一つは、国産材の需要を拡大しようとしているときに、いろんな対外的な問題もあるんじであります。

向性ということもこれありでしようが、国産材を使おう使おうというふうにしているときに、大々的に輸入住宅を促進するというのは一律背反だといふふうに単純に考えると思うわけです。したがいまして、二点目の質問は、輸入住宅に対する我が国の立場と現状を簡単に報告していただきたい。

○説明員(高橋武秀君) 御説明申し上げます。

まず第一点の輸入住宅の定義でございますが、私ども、後ほど御説明いたしますジェットロが輸入住宅展示場と申しますものを現在日本各地に八カ所運営をしておりますが、その運用の際の応募のときの取り扱いは、まず第一に諸外国からのバッケージで輸入される住宅であって、簡単に申し上げると設計思想が在来の日本のデザイン設計思想とは異なるというのが一つでございます。

それから、資材費ベースでおおむね五割以上を輸入資材、これは資材全体でござりますので、構造躯体に使う木材も含みますし、あるいはガラスであるとか窓枠であるとかそういうものも含めてでございますが、このような資材の中で大体金額ベースで半額以上、ジエトロの運用ですと大体六割程度を、実際の運用に当たってみると六割を超えているものが圧倒的でございますが、大体半分以上がそのような外材、外国からの輸入資材によって建築をされているもの、こういうようなことで輸入住宅を取り扱わせていただいているわけでございます。

輸入住宅そのものの取り扱いについて政府全体の取り組みの経緯からちよつと御説明を申し上げますと、平成五年九月の緊急経済対策の際に、関係省庁、輸入業者等による住宅の輸入に関する協議会を設けるということ、それからジエトロの輸入住宅展示場の設置ということが決定をされたります。

平成五年度じゅうに計四カ所、場所は横浜、札幌、大阪、福岡でございますが、この四カ所に展示場を設けたと、こういうことでござります。

平成七年の緊急円高対策の中でやはりジエトロの展示場を追加いたしまして、これもさらに四カ所追加をいたしまして、先ほど申し上げましたとおり八カ所展示場ができ上がっておるわけでござります。

さらに加えまして、輸入住宅の部材、これは先ほども申し上げましたガラス、サッシでありますとか、そのようなものも含めた形の部材だけを取り扱うセンターを二カ所、東京と大阪に設けておる、こういうことでござります。

私どもの方といたしましては、住宅政策、住宅を供給をしてまいるときの基本的な考え方といったしまして、住宅価格をいかに低減し、かつ国民の住宅の選択肢、どのような家をお選びになるかといいう点の、チョイスの幅を広げるという観点から輸入住宅というものを取り上げて從来進めてきておる、こういう次第でござります。

○風間相君 このことに関して、通告外でありますけれども、農林大臣の率直な御感想を伺いたいと思います。

○国務大臣(大原一三君) 過般でございましたが、モンデール大使が私のところへ来られましておっしゃったことは、アメリカの加工木材の輸入の促進についてJAS規制のアメリカの基準との統一という要請ばかりして帰られたんですね。もっとおもしろい話があるのかなと思ったら、なかなかやはり向こうの方はセールスマントークでございました。私は正直言いまして、日本の国産材の資源は非常に豊富なんだ、それが二〇%しか利用されていない、今後一千万ヘクタールという大量国産材時代が来るときに二〇%では困るんだと、そういうことで、外交上必要な規制の緩和ということはやらないといかねんだろうが、我々はそういう国産材の問題を非常に大きな負担として考えておるので、その辺は御理解を賜りたいと、こういう話を

いたしました。

けさの閣僚会議では、外国からの投資促進懇談会というのがありますて、これは外国からできるだけ投資を促進するようという懇談会であります。御承知のように、マツダがああいう形になつた。これは非常にそういう意味では推奨すべき事件である、こういう見地からの議論もあったわけですが、金融あたりは大いに自由化してもらつていいくと思うんですけども、そういった国産材、これはお米にしても同じでございますし、医療にても同じでございますが、余りこれ自由化自由化とやりますと、これから先行きは非常に不安だということを感じております。こういった問題で発言するのは農林水産大臣しかおりませんので、せつかり頑張つてしまひたいと思っております。

○風間相君 大臣、通告外で、しかも与党さんでないと聞かれない中身まで教えていただきまして、本当にありがとうございます。あした方が一、通産大臣に大原農林大臣がなつたとしたら、今のお言葉が虚妄にならないようにひとつまた御精励をよろしくお願ひしたいと思う次第でございまします。

通産省さん、農林大臣の御意見、御感想を率直に聞いてくださった上でまた検討していただきたいと思いますので、お帰りになつて結構でございまます。ありがとうございます。

次に、我が国の木材コストが高くなるのは、急傾斜が多く単位面積当たりの造林費が、先ほども井上先生の方から造林事業についての貴重な御意見と御指摘がありましたが、非常に造林費が高いということが挙げられるわけで、そうなれば、先ほど一立方メートルに十人の人夫さんが今や一立方メートルに一人ということを踏まえて、造林コストをどうやって押さえ込むかということが非常に大事だと思うんですけれども、單に補助だけではなくてやっぱり根本的にきちっと考えなければならぬと思うんですが、その施策を

教えていただきたいと思います。

○政府委員(入澤謹君) まさに造林コストの縮減は我々としても急務な課題だと考えております。特徴が特に人力の作業のウエートが高いということです。御承知のように、マツダがああいう形になつた。これは非常にそういう意味では推奨すべき事件である、こういう見地からの議論もあったわけですが、金融あたりは大いに自由化してもらつていいくと思うんですけども、そういった国産材、これはお米にしても同じでございますし、医療にても同じでございますが、余りこれ自由化自由化とやりますと、これから先行きは非常に不安だということを感じております。こういった問題で発言るのは農林水産大臣しかおりませんので、せつかり頑張つてしまひたいと思っております。

そこで、何といつても作業路を含む路網の整備を図ることを第一にやらなきゃいけない。二番目には、天然の稚幼樹、これの育成など自然力を活用して作業を推進することが造林作業の中で必要だということを十分認識しなきゃいけない。それを造林の作業体系の中にきちんと位置づけなくちやいけないということでございます。それから、一番効果がありますのは、育林過程の機械化でございます。急傾斜地域で、我が國の人間の体躯、体の大きさに合わせてハンディーな機械を一刻も早く開発しなくちやいけないということでございまます。

現在、こういうふうなことに対しまして具体的に取り組んでいるわけでございます。特に八年度予算におきましては、今まで収穫用の機械、これが開発に重点を置いてきたんですね。その後は育林用の機械の開発、これに重点を置いて機械開発をしようじゃないかということで方針を定めているところでございます。

○風間相君 わかりました。

もう一点、忘れておりはしないかというのがあるんですが、それはやっぱり木材の価格を上げる努力を、それは林野庁がやるということには即ならないでしようけれども、この視点を抜いてもらつてはやっぱり困るんではないかと思いますけれども、この件に関してはどうですか。

○政府委員(入澤謹君) そこがまさに今度の法律の一一番の要点でございまして、ちょっとと時間をいだきますと、木材需要が一億一千万立方でとどまつておるわけでございまして、特に材の需要が三千七百万立方、これがずっと横ばいなわけで、そこで、今回の御審議いただいております木材

ございます。需要が右肩上がりにならなければこ

れは価格も上がつていかないわけであつて、国産材の需要をその中で高めていくためにはやはりマーケットを開発すると。私は総量規制なんといふことはなかなかこれは国際化の時代にはできなうと思いますので、国産材の価格を上げるためには国産材の外材に対する対抗要件、競争条件を整備することだということを念頭に置いて今度の制度を仕組んだわけでございまして、需要の拡大、なかんずく内装材という新しいマーケットの開発に全力を挙げることによって国産材の価格の上昇、あるいはそれによる所得の向上ということを図つていただきたいと考えておるわけでございます。

○風間相君 次に、木材の複雑な流通ルート、一昨年、川上から川下へ一体になって取り組んで、あるいはそれによる所得の向上とすることを図つて規模拡大を含めてやっていくという流域管理システムの法案が通りましたけれども、本当にそれが現場の地域の隅々まで行き渡っている状況ではとてもないよう私は感じます。したがつて、その流域管理システムを壊せとは言いませんけれども、スクランプ・アンド・ビルドということを言うにはまだ早いかもしれませんけれども、全国一律にこの川上から川下へという流域管理システムが本当に全国一律にすることがないのかなということも一つ思つておるわけです。あるいは、一次加工を今まで川下でやつていたのを林産地の川上でやるということ私はこの複雑な流通ルートを簡素化していく、あるいは整理する方向を見つけられる一つの選択肢ではないかと思うんですけども、その木材の複雑なルートを整理するような施策について伺いたいと思います。

の安定供給の確保に関する特別措置法案では、森林所有者等と木材製造業者等とが連携して木材の安定的な取引を図る。具体的には、原木あるいは製品流通拠点の整備によりまして原木製品の流通ロットの規模拡大を図る、スケールメリットを追求する。さらには、カタログ等による直送流通の導入促進などの物流、商流の分離の推進を図る。こういうことを総合的に実施することによりまして、流通経路を短縮し、競争条件を整備していくたいというふうに考えているわけでございます。

○風間知君 工夫はされていらっしゃると思いますが、ここも大事なポイントになるんじゃないかなというふうに思います。

それでは、林政一般についての問題と、若干北海道のことでの恐縮ですが、数点伺いたいと思います。

どちらかというと森林は木材を生産するということが主流で、むしろ森林の持つてゐる公益的機能、いろんな試算があるわけですから、平成三年度の金額試算で三十九兆円ぐらいとされるわけですから、自分見えるものとしての多元的な機能、公益的な機能をどうやって実際上付加価値をつけていくのか、これが大変大事じやないか、というふうに思つてます。細かな施策は別にして、森林の持つてゐる公益的機能をさまざま項目はありますけれども、それを東ねた上で、大所から見て大臣にその付加価値をどうつけていくのか、ということについてのお考えをお伺いしたいと思います。

○國務大臣(大原一三君) 森林の公益的機能は、言うまでもなく、今、数十兆円という経済効果を生んでいるんだという御意見もござります。しながら、その公益的機能を強調しますが、なかなか還元がない、ということは基本的な問題だと思ひます。

今、緑の募金活動等により国民の関心を呼び、これも非常に大事な活動だと思うのであります。が、これは二十一世紀の中ごろまで行っちゃって、現状のまま山が果たして健全に維持、確保でき

いくだろかということを考えますと、非常な私を飲むのは当たり前だとこう言えども終わりであります。何らかの形で水や環境や空気、これは空気と水が脅かされるわけでありますから、それへの還元をやはり税金があるいはまたシステム化したいわゆる受益者負担かで還元をする仕組みをやはり今からでも用意しておかなければ大変な時代が来るんではないかななどという感じを持っております。

○風間栄君 森林交付税の話題もこれありますから、おっしゃるとおり、その仕組みについての議論をきちっとしていく必要があるんではないかとうふうに思います。そういう意味で、率直な大臣の御意見、ありがとうございました。

次に、木材を生産する場合でもこの木材のまま使用するんではなくて、この木から出てくるフイントンチッドの抽出など、より付加価値の高いものを持つる技術が我が国にはあるわけですがけれども、きょうこれを持つてまいりました。(資料を示す)これは国有林の緑のオーナー募集中の広告入りで、これは脱臭抗菌防虫消臭作用で、初めて開けますけれども、こういう木のにおいがするんですよ。十袋で五百円だから四百六十円だからでありますけれども、一ヵ月ぐらいもつわけです。こういふものはまあ十袋で五百円だからどうというふことはないと言えども、こういう木のにおいがするんで格的には。しかし、これを少なくともおしゃれを大事にする大臣なんかがあちこちで外遊するときにも持っていくと、ことしのゴールデンウイークは大臣御外遊する予定があるかどうか私わかりませんけれども、輸出も含めて、私はこれは検討していくべきだと思うんですけれども、どうですか。

○政府委員(入澤肇君) 御指摘のとおりでございまして、木材資源からいろんな付加価値の高い製品をつくっていかなくちゃいけないとということです、今御指摘のような製品をつくっているわけであります。

國の森林総合研究所、それから官産学の研究組合としまして技術研究組合をつくりまして、例えば樹木に含まれる薬理作用等を示す生理機能性物質の効率的な分出などということで、制がん剤とかあるいは食品酸化防止剤等の開発にも取り組んでおりますし、それからシロアリ等の防止のための製品、それから殺菌性の石けん、こういうもの市場を開拓するのに精いっぱいのところでございきます。

市場価値ができまして、国民の皆さん方に十分なニーズがあるとすれば、輸出ということも考えられるかと思います。今のところは、まだ国内の市場を開拓するのに精いっぱいのところでございります。

○風間相君 わかりました。

次に、北海道の話題で恐縮でございますが、昨年度のエゾシカによる造林木被害が三十三億八千四百万円の被害額です。そのうち林業が一億一千五百万円という被害に遭っているわけですが、そのためたびごとに、去年は狩猟期間中、雄は十一月十五日から一月十五日、雌は一月六日から一月十五日までの間、免許者の人たちがシカを狩猟したのが一万七千九百九十五頭、その期間以外の部分で知事許可で免許者がとる駆除が一万九百二十七頭、合計二万八千九百二十二頭、六年度エゾシカを捕獲しているわけです。林業白書を見ますと、シカによる被害を防ぐために防護柵だと忌避剤だとかというふうにありますけれども、北海道はことしは特に道東では十三万頭ぐらいエゾシカがふえてきているという話で、殺しているわけですね。

そういう意味で、このシカによる造林被害の対策はどうでしょうか。これを教えていただきたいと思います。

○政府委員(入澤肇君) 御指摘のとおり、北海道では平成六年度で被害面積六十六ヘクタールでござります。これまでいろいろなことをやつていてるのでござりますけれども、平成八年度から新たに、地域によっては新しい防除技術を導入してしかるべきだということで、シカ遮光ネット、それから

予算を計上しております。さらには、発想を転換して野生鳥獣と共生したらどうかと、そういう観点から野生鳥獣による森林被害を防止して森林の機能發揮と野生鳥獣の共生を目指していくということで、野生鳥獣共存の森整備事業、こういうふうなものを新しく起こしたわけでございます。いろんな工夫をやっているんですけれども、なかなか被害が減らないということで、各地からいろいろな苦情が来ております。一生懸命努力していると思います。

○風間栄君 もう一点、北海道の道南に知内町という町があるんですが、そこで北海道的には大きな問題になっていますが、日本的にはというか全国的には一昨年の台風十三号で九州、大分、福岡の風倒木被害が同僚の横尾議員によつても問題提起されてさまざまな措置が施されたわけです。北海道も規模は小さいですけれども、平成六年の九月二十一日から二十三日の豪雨あるいは平成七年の八月二十日と二十八日の二日間の豪雨で中小河川、知内川を含めて重内川とか森越川とか六河川あるんですけども、特に知内川の海岸に土砂と一緒にどこから来たのかわからぬけれども根つき、枝つきの流木がありまして、そのため地元の日赤奉仕団あるいは高校のボランティアを含めて七十名ぐらいの方々が手探りの中というか、流木のでかいやつを処理し切れなくて大変困って、六年度のやつなのか七年度のやつなのかわかりませんけれども、現在も流木残っているわけです。これに対する、どこから来たのか流木よといふことでかいやつを処理し切れなくて大変困って、要するに川上から流れてきたのか豪雨のとき農地から流れてきたのかちょっとわからないんですねけれども、その原因追求をきひとつやつていただきて、早急にこの流木の処理の実現に向けてぜひこれはやつていただきたいというふうにお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

ので、早速、原因追求をすると同時に、関係省庁や北海道庁と協力して、特に国有林はこういうところ民有林のためにも地域住民のためにも一生懸命やつていくということをP.R.しなくちゃいけないのだから、国有林、営林署も出していって処理に協力するようにといふに指示しております。

○風間純君 ありがとうございました。

○高橋令則君 平成会の高橋でございます。

今回の三法案に關連し、またそれに絡んで林業問題について少し質問をさせていただきます。

まず最初に、法律関係でありますけれども、木材の安定供給法の方です。それに絡んで法の第二条第一項及び法の第四条第一項に指定地域及び事業計画の定めがあるわけですが、指定地域の要件に合致する地域としてどの程度を考えておられるか、その指定の見込み数をお尋ねいたいと思いますけれども、どういう考え方でどのような地域を全国で何ヵ所ぐらいい。

それから次に、事業計画についてはその指定地域内で一定のものについて計画策定を進めていくわけですけれども、その設定数がどのような形で進んでいくのか。例えば、指定地域内で複数どんぶんしていくのか、何年度でどの程度やるのか。それから、さつきもちょっとお話を出ましたけれども、いわゆる林野庁全体で川上から川下までやつてもいいなという全国的なねらいがあつて、それに対し例え五年でこの程度カバーでありますよとか、十年でこの程度それはカバーできますよというふうな、施策のカバー率という表現は適当でないかもしれません、その点をお尋ねしたいと思います。

○政府委員(入澤肇君) まず、木材の安定供給の確保に関する特別措置法の指定地域でございますが、これは既に定められております百五十八の流域を基本に考えております。具体的には、森林の林齢とかその他の森林資源の状況から見まして、毎年安定的に木材が供給できるという条件の整った森林、例え毎年三万立方程度の素材を新たに供給し得る資源として、標準伐期齢が全国平均で

約四十年といったしますと、これに達している約一千ヘクタール相当の森林があるということ、これが一つの要件として考えられると思います。

それからその次には、その地域におきまして木材の安定的な取引関係の確立を図るためにには素材生産の安定が図られなくちゃいけない。そこで、木材製造業の事業規模が拡大すると認められる地域、例え規模拡大が期待できる中規模の工場、これは年間平均二千立方程度の生産量が必要でございますが、こういう工場が存在しているところ、こういうところを指定地域として想定しております。

具体的には、百五十八流域のうちこのような条件を満たすところを精査してみると、百流域程度は対象になるのではないかと。これを五年とか十年とかなかなか今計画は立っていないのでございませんけれども、可能な限り早く指定していく

といふに考えておるわけでございます。それから、事業計画につきましては、この指定地域が指定されますと、森林所有者、それから木材製造業者またはその団体、こういう人たちは事業計画に必須参加者として参加しなくちやいかぬことになります。それから、任意参加者といたしまして、森林組合とか森林組合連合会、あるいは新しい分野への拡大を目指して、加工技術とかあるいは新製品開発の取り組みをされているようなりますけれども、それを少しだがついたようなものをお尋ねしたいと思います。平成八年度の講習会においてある認識はまさにそのとおりだと思

ます。

そのために、今まで林野庁の方ではさまざまに新しい分野への拡大を目指して、加工技術とかあるいは新製品開発の取り組みをされているようなりますけれども、それを少しだがついたようなものをお尋ねしたいと思います。平成八年度の講習会においてある認識はまさにそのとおりだと思

うに思います。
○高橋令則君 なかなかその実態から見て、これだけ川上から川下まで意思がきちんと統一されやっていくというのは、この業界の場合必ずしもそう樂じやないと思うんですね。したがって、法案ができたはいいけれどもなかなか滑り出さないということも実はちょっと危惧するものですから、相当な努力が必要なという感じを私は思つておりますのでぜひ御努力をいただきたい、このよう

うに思います。
それから、この安定供給の末端というのは、川下の川下はさらに言えば当然ながら木材需要の問題ですね。残念ながら木材需要というのは林業白書を見ても今後そうふえないだろうというふうな書き方になつてます。国産材の自給率というのは二二%、製材用で三四%ですか、そういうふうなことがありますけれども、今後の人工林の成熟に伴つて出てくる国産材を消化していくためには新しい需要の開拓といつたものが非常に重要ではないかというふうに思います。林業白書に書かれてある認識はまさにそのとおりだと思

います。
○政府委員(入澤肇君) 最初に、新しい製品の開発の具体例はということで幾つか挙げますと、國の研究機関がやっていますのが、小径木から高強度の材料を開発したSSTの開発でありますとか、あるいは合板、集成材等の組み合わせによりまして耐震性にすぐれたパネルを開発するとか、あるいは木材の染色技術を開発するとか、あるいはセロロースの無公害溶媒による高強度なファイルムの製造方法を開発するとか、いろんな形で付加価値の高い製品が開発されております。

それから、都道府県の公立試験場におきましても、木製の防火戸だと防火サッシ、あるいは木材金属メッキ処理技術とか、あるいは杉の住宅用のフロア材とか、あるいは水溶性の樹脂を含む浸木材とか強化LVL接合板とか建築部材の開発が行なわれております。
そのほかに、技術研究組合におきましても、木材を原料とした土壤改良材とかあるいは緑化資材とか難燃化の処理の方法とか、いろんな形で付加価値を高める新しい製品の開発に対する試みがなされております。
それから、大断面の集成材につきましては、こ

因でござりますので、私どもも力を入れてやつでいかなくちゃいけないと思います。先ほどもちよつと申し上げたんですけれども、これはさらに力を入めていこうと思いまして、全営林局を通じまして調べました。全国で新しい公共用の施設八百六十九件の建設計画があります。これはほとんど大断面の構造材を使った建物でござります。これに対しまして、国産の大断面の構造材、集成材を使っていただこうということで、今都道府県、

が、これだけのものを受け入れてやれる林業団体が、今、県の場合、どこの県もそうだと思いますが、こんなものを持っていたら、それから経営の合理化というんですか林業の合理化というような非常に多様な機能を持つております。これだけの機能を持つたものを各県に一つつくって本当にうまく機能するのかなという、結構なんですけれども、心配をしております。相当な体制が要ると思うんですね。

○政府委員(入澤鑒君) いわゆる林業公社、これは民法三十四条に基づく公益法人で、現在のこところ三十八都道府県で四十二の公社が設立されています。分収林契約によります拡大造林を中心にして、現時点におきまして約四十万ヘクタールの造林地を持っております。平成六年度では民有林の人工造林面積の一三%に当たります約五千ヘクタールの造林を実施しております。

で三・一・五から三・四であり、活性化資金制度を入れて三%ぐらいになるのかなと思いますけれども、いずれもそういう利回りですね。ところが、杉の造林投資利回り相当率は、これちよつと私は今年度の林業白書から見つけかねたんですが、教えていただきたいんですねが、平成五年の林業白書を見ると、平成四年度の実績として〇・九%ということになっていますね、数字が間違っているれば御指摘いただきたいんですけど。

それから營林局、それから木材関係業者、森林組合、キヤラバン隊をつくりまして、設計の段階から入り込もうと思って作戦を練って具体的な行動を開始したところでござります。

○政府委員(入澤肇君)　まさに御指摘で今例示されたようなどころが私どもの頭にありまして、既存の森林整備法人であるとか担い手育成基金、こういうところを指定してまいりたいと考えております。

その資金でござりますが、補助金を除きますと、農林公庫資金あるいは都道府県等からの借入金によって調達されておりまして、一番問題なのは平成六年度末で債務残高が約七千億円ということです。しかも、その保有している森林の大部分がまだ若齡林で、当分の間伐採による収入が期待できない。しかも木材価格が低迷しているということで、元利償還財源を間伐収入に期待するよりも非常に困難だということで、経営状況が非

だから、分取契約を結んで、これは一般の林業にも言えることですけれども、いわゆる投資をしてあるいはお金を借りてやつたものの利率とそしてそれによって上げた収入との間にえらい懸隔がある。林業公社あるいはこれは県行造林にも言えることですけれども、もう六%を超えるような差異もあるということですね。それで、このままではもうとても払っていけない。私が役員をしておりました岩手県の林業公社の場合でも三百億を超えておるが、そのうちの一百億は借入金であります。それで、このままではもう支払うことができない。それで、このままではもう支払うことができない。それで、このままではもう支払うことができない。

マツのあれを利用していくつくて、私としてはなかなかいいものだと思ったんですが、売れないんですね、なかなか。今はそうではなくなりました。その途中の苦労を見ていて、今おっしゃられたような新しい製品をつくられてもなかなか軌道に乗るまでには時間がかかる。その間のつなぎ資金に困るというわけですよ、組合長が。それで、県単で何とかしてくれと言われて弱っちゃったことがあります。

○高橋令則君 そうおっしゃるだらうと思つていいんです
たんですが、これらはいずれも体制は決してそんなに強くないんですね。例えば、農業団体のそういう同じような分野、それから漁業関係の分野等々と比べても決して強いとは言えません。しながら漁業がつて、よほど現実に運用できるようなバックアップをしませんと、絵にかいたもちにならないかといふことを私は大いに心配しております。

常に難しい状況にあるということを聞いておりました。それで、何とかしなくちゃいけないということでおどもいたしましても、林業公社等が分取方式を行う場合には、いろんな公的な分取林整備事業の推進をやるとか、あるいは既存の造林資金とあわせまして無利子の資金を供給して、そして実質上の金利を下げるとか、あるいは長伐期施業を行うために農林公庫の既往の造林資金の借りたりが

それで、ことし元金と利子の支払いが、元金が一〇ないし二〇%弱、あとは全部利子なんですよ。ですから、利子を払うので精いっぱい。その利子を払う金をどうしているかというと、しようがないから県が貸しているんですよ。もうこれでは林業公社は元気が出ません。

ところが、林業公社の役割は、申し上げませんけれども、山村地域では県行造林なりいわゆる機関なり、山村によっては、民間業者三者に亘り、

そういうふうないわゆるリードタイムのとき手当て、それからまた、速やかにこの業界に、いわゆる使う方の、風下の方の業界にそういう新しい技術、製品を普及させるための力添えといづたものが、これは民サイドですからしいんですけれども、こういう時代になりますと、林野庁としてもやっぱりそれなりに官の域を超えないでのお取り組みが必要だと思いますので、これは要申し上げておきます。

したがつて、この件は労働省の方にもよく御相談をいただいて、私は商工労働部にもいたことがありますので承知していますから、労働省の方とよく連絡をとられて、関係者が力を出し合つて力も精神的な方だけではなくて物的な方も出つて実効が上がるような体制をとつていただきたいと思います。これは要望です。

えを行なうことを認めるとか、いろんなことをやっているのでございますが、非常に厳しい状況にあります。ということを認識しております。

関造林の、公園を含めまして、役書が非常に高いですね。山村振興といった場合に、いわゆる山で現金が入るということは非常に大きいわけです。公社の方は地元からぜひ事業を縮小しないでくれと言われている。一方では、さつき申し上げた経営上の問題点があつて、これは財政当局も限界がありますから、もう勘弁してくれというような話もあるし、大変なんです。したがつて、私は、もう本当にもつともつと抜

それから次に、林業労働力確保支援センター、これは非常に多様な機能を持つていてるんですねね、職安的な機能もあれば、林業金融というか金融的

飛ばしてお尋ねをしたいと思いますが、今ちょと
と言及をしました林業公社の現状及び今後につい
て、まずどのようにお考えになつていらっしゃい

ということは、現在、御承知のように農林公庫の貸付利率というのは、平成六年八月の公庫法改正で非補助で三・二五ですか、それから補助事業

本的な対策をしていただかなければ早晩行き詰まるだろうなど、こう思うんです。その事態認識だけ、重大性だけをもう一遍長官にお答えいただき

臨むべきじやないかというふうに考えております。

○村沢牧君 先ほど来お話をあつたように、これから外材やあるいはまた輸入住宅もふえてくる、これは何とかして極力抑制をしていくことは当然であります。が、国産材の付加価値を高めるために、今までの木材生産だ、素材販売だという林業の発想を転換させていくことが必要だと思う。

そこで、先ほど来、こういうことをやつております、こういうことをやりたいというようには思

ますという答弁があつたわけですが、林產

加工や内装分野までウイングを広げていくこと、

さらには林産加工や流通販売まで力を入れていく、

そしてそのためには調査や研究も必要だというふうに思いますけれども、この法律がどのようにそ

ののために寄与するんですか。

○政府委員(入澤謹君) この三つの法律は、まさ

に新しい試みとして、今まで山を首々としてつ

くつてきた、その結果、伐期適齢期が来た木材が

マーケットを求めて出ていかなくちゃいかぬ時期

が間もなく来るわけでござりますから、まさに林

産加工業、これにウイングを広げて行政を展開し

なくちやいけない。今まで林産加工業に対する行

政がある意味じや十分でなかつたと私は率直に

言つていいんじゃないかと思います。試験研究、

商品開発から始めまして、マーケットの開発、そ

こまで十分に検討しながら、せっかくつくり上げ

た森林が十分にマーケットを求めて出ていくため

の生産、流通、加工の諸条件を整備することが必

要なのでございまして、それがこの三法案の基本

的なねらいでござります。

○村沢牧君 その内容については時間がありませ

んからいろいろとお聞きはいたしません。そこで、建設省は見えておりますか。

木造建築物ですね、あるいは国産材を使用せよ

ということで先ほど来いろいろと意見があるところであります。が、建設省も、建築基準法との関係

がいろいろあるけれども、国産材の需要を拡大す

るよう努力すべきである。特に建設省は官庁當

縫を担当しているわけでありますから、官庁につ

いて内装も含めて国産材の使用は積極的に推進す

べきだと思いますが、どうですか。

○説明員(田村至敏君) 私ども建設省が整備を担

っております施設は、国民の貴重な財産あるい

は個人的情報を扱う税務署、法務局、それらの官

署を集約合同化いたしました合同庁舎等が主なものでございます。

のでござります。したがいまして、火災等の災害

または盗難等に対しまして国民の信頼にこたえ得

る堅牢で耐久性の高い施設とする必要があること

から、鉄筋コンクリート主体の構造としておると

ころでございます。

しかしながら、国立少年自然の家あるいは青年の家等の自然の場における教育研修施設のロッジ、宿泊棟などにおきましては、これまで骨組みや内装材に地元産木材を用いるなど、国産材を積極的に採用してきております。

御質問の趣旨を踏まえ、今後ともこうした木材

の使用が望まれる施設等につきましては積極的な活用を図つてしまいりたいと存じます。

○説明員(佐々木宏君) 御指摘のうち規制緩和の問題につきましてお答えをさせていただきます。

御承知のように、建築基準法においては、

火災からの安全性を確保するために木造建築物の階数あるいは規模につきまして一定の制限を設け、また建築物の外壁、柱、はり等の防火性能などを定めておるところでございます。

これにつきましては、御承知のとおり、近年の木造建築物の防火性能の向上に関する技術開発の進展等を踏まえまして、昭和六十二年には建築基準法の改正によりまして準防火地域において一定の防火措置を施した木造三階建て建築物等を建築

可能といたしております。

また、平成四年の建築基準法の改正によりまし

て、一定の防火措置を講じた木造建築物を耐火建

築物に準するということで準耐火建築物に位置づけまして、木造建築物の建築が可能となる地域、

規格等を拡大いたしました。また、一時間以上の

耐火性能を有する木造三階建て共同住宅等を防

火、準防火地域以外の区域において建築可能とするという措置を講じたところでございます。

今般、この三月二十九日に決定をされました規制緩和推進計画におきましては、まず第一に木造

三階建て共同住宅の建設可能地域を拡大するため

して、去る三月五日には建設省建築研究所において木造三階建て共同住宅の実大火災実験を行なうなど、必要な技術開発、技術的知見の集積を図つておるところでございます。

また、建築基準全般につきましては、仕様規定

のものに改めることといたしておりまして、例え

ば内装の制限につきましても、火災に対する安全

性の総合的な評価による性能規定化といったよう

な観点から今後見直しを進めていくということにいたしておるところでございます。

以上でございます。

○村沢牧君 建設省も木造だけではいけない建物

もある、よく承知をしています。そのことは承知

をしているけれども、内装も含めて国産材を使え

るのは使っていくんだと、そういう方針で今後

とも取り組んでもらいたい。強く要請しておきま

す。

そこで、先ほどの質問で国有林の問題も出たわ

けでありますけれども、大臣がおっしゃつたよう

に国有林は累積債務を初めまさに危機的な状況に

あることは私も承知をしております。

一九七八年、昭和五十三年に国有林野改善措置

法がきてから今日に至るまで四回の法改正が行

われた。私はその都度、修正案を出したり、当委員会の決議を行つたり、提案もしてまいつておると

ころであります。政府が私たちの提案を取り入れ

ておつたとするならばこのような形にならなかつたであろうと私は今もつて思つてゐるわけです。

そこで、現在、与党は政策調整会議の中に森林資源に関するプロジェクトチームをつくって検討

しておりますが、大臣も、国有林問題はだれかが

あるとき決断しなければ、このままするすると

いつしまつたら大変なことになる抜本策を早

急に検討する必要があるというような趣旨の答弁を今までされております。これは累積債務の問題だけではありません。大臣の考える抜本策とは何

でしあうか、お聞かせください。

○國務大臣(大原一三君) 私の先ほどの発言の一

番頭の中には、累積債務の問題をまず頭に置いて申し上げたわけでございます。

やはりこれは、一定の計画、三万一千人体制を一万に持つていいこうというのですから、かなり厳

しい合理化をやつていかざるを得ないわけでございます。そういう状況の中、この累積債務の解決については一定の期間において、いついつまでにこれを解消するといった手法を予算の中に組み込んでいけないものかどうか、この辺は概算要

求も間近でございますから十分勉強させていただ

きたいなと、こう思つております。

国有林野の問題は、これは国の、我々の唯一の大手な森林資源でございまして、それを守つてい

くということは国民の義務だと私は考えるわけ

でにこれを解消するといった手法を予算の中に組み込んでいけないものかどうか、この辺は概算要

求も間近でございますから十分勉強させていただ

きたいなと、こう思つております。

これは思いつきで大変恐縮でありますけれども

も、現在3%の消費税の中に水道分というのが実

は七百億ぐらい入つておるようでございます。仮

に来年の四月から5%に上がることになりますと

一千数百億というのが水道税なのであります。

これ何らか持つてこられないものかと、そういう理屈構成ができないなど。もしこれで消費

税が今後どんどん上がっていくということになり

ますと、恐らく食料品の非課税問題も出てくるで

ございましょう。そうなつたら水道分についても

何とかこれを確保して山へ還元できるこも思考

の頭の端っこに置いていい問題ではないのかな、

そんなことも考えて私は申し上げたつもりでござ

いまして、なかなか難しい課題だと思いますが、

御理解をいただけたらありがたいと思っておりま
す。○村沢牧君 私は一部に言われているような国有
林野から一部分を離して他の省庁へ持っていくと
いうような考え方については賛成できない。ある
いはまた、林野庁は改善計画を進めてこのままい
くんだということをいつも言っているんですが、
それでもだめだと思いますね。

大臣は累積債務のことを強調されておりました

けれども、これは一定の方向が出ているんですね。
すなわち、百二十国会で国有林野改善措置法を改
正して国有林野会計を経常部分と累積債務部分に
分けたんです。そして平成十二年の改善計画まで
に赤字をなくしていく、それから十年かけて国有
林野会計は借金をゼロにして収支の均衡を図つて
いくんだと、方向は出されているんですよ。当時
五百億については林野庁が自己努力によって何と
かしましょ、一兆円については別途財源を講ず
る、すなわち一般会計から支出をする、その方向
は閣議了解でもできているわけなんですよ。しか
し、日時がたつと担当者もかわつてくるし、こう
したこと�이忘れかちになる。また、忘れなくても
観念が薄くなるんですね。

林野庁長官、この累積債務の分担について確認
をしてもらいたいと思います。また、忘れなくても
○政府委員(入澤肇君) 前回の国有林野事業の改
善に関する計画のときに、経常事業部門は平成十
二年度までに借入金をゼロにする、それから累積
債務については新しい借入金を二十二年度までに
ゼロにするということを目指して各種の経営改
善をやらなくちゃいけないということが決められ
たわけでござります。

その議論の中で、二兆一千五百億円の債務残高
については、言ってみれば国有林で持っている林
野、土地の売り払いの一兆二百億円ぐらいは分担
し、それから残りの部分については別途財源措置
でやろうかなという議論がございました。しかし、
このことは文書に書いてあるわけではございません

ん。議論の過程で、大蔵省も十分念頭に置くとい
う話で進んだわけでございます。文章では「これ
らの徹底した自主的努力による累積債務対策を講
すこととした上で、なお不足する費用について
は、別途財源措置を構する。」という抽象的な文句
になつてます。

しかし、私どもは、この経営改善計画に従いま
して要員規模も縮小するしそれから組織も合理化
してきてるわけでございますから、あとやれる
ことはやつた上でさらに一般会計から相当の援助
をしていただきたいということで、毎年毎年大蔵
省当局にかけ合つてます。今後とも一生懸命その姿勢で臨みたいと思っております。

○村沢牧君 当時、林野庁次長であつたあなたが
そんなことではだめですね。なるほど文書には書
いてないよ、しかしこの国会の委員会の論議の中
でこうしますという答弁をしているんじやあります
か。それが最高の方針だというふうに思いま
すよ。

ところが、平成七年には三兆三千億を超えるよ
うな状況になつてます。もし当初に計画したよ
うに一般会計負担分、十年間で一兆円ということに
なれば、利子も含めて毎年一千億ぐらい一般会計
からもらわなきゃこれは約束を果たしたことにな
らない、国有林の再建にならない、大臣が言われ
ているような累積債務の問題も解決しない。した
がつて、今まで一体どのくらい一般会計から入
っているんですか、累積債務について。

○政府委員(入澤肇君) 一般会計の繰り入れが平
成三年度以降今日までのくらいかという御質問
でござりますが……

○村沢牧君 累積債務です。

○政府委員(入澤肇君) 累積債務につきましては、
トータルで七百十三億円でございます。平成三年
度に百億入れまして、それから徐々にふやしてい
きまして平成七年度が百八十億で、累計すると七
百十三億ということございます。

○村沢牧君 大臣、このようなことが、こういう

方針でやろうという閣議了解のもとにこれの改善
措置法を検討したんですよ。国会で当時の大臣も
大蔵省も答弁しているんですよ。しかし今は、御
承知のとおり、十年間で一兆円程度負担をしよう、
あるいはまたそれから若干延びるかもしれません
が、それが今言つた程度のことしか負担をされて
おらない。大臣は累積債務を大変心配されている
けれども、まさにこれこそ大臣のやるべきことで
はありませんか。

○国務大臣(大原一三君) 私も、農林水産大臣に
なりまして林野庁関係から最初のレクチャーがこ
の累積債務のお話でございました。

先ほどからも申し上げますように、この程度の
ペースでは赤字はふえるわけであります。同時に、
金利負担を見ますと非常に高い金利のものが残存
しておるということで、この辺からまず整理をし
ていかなければいかぬ課題が残されているよう
に思いますので、その辺も十分これから折衝に対
応してまいりたいと、こう思っております。

○村沢牧君 今、金利の問題が出てますが、平
成六年度のプライムレートは四・四%だったけれ
ども、国有林野会計が財投からの借入平均金利は
五・五七%ですね。今はこういう二法をつくって、
民有林について、金利も安くしましよう、あるいは
は償還もなくしましようという、今まで国有林に
対して、造林やあるいは林道についても民有林並
みにしなさいということで三年かかるべくしてやつ
となつた。だから、金利だってそういう立場に立つ
て措置すべきものだと思いますが、どうなんですか
か。

○政府委員(入澤肇君) まさにそういうことでござ
います。

○村沢牧君 次に、林業の労働力確保法案について伺
いたい

社会民主党、その前の社会党は、野党時代、議員
立法として林業労働法を何回も提出してまいりま
した。すなわち、昭和五十八年の第九十八国会、そ
れから同じ年度の百零四国会、それから五十九年の
百一国会、六十年の百二国会、それから六十一年の
百二十六国会、これを林業労働法とは言いません
けれども、提出してきた。私は、これらの法案の發
議者、提案者となつて、当時の社会労働委員会で
何回も趣旨説明をしてきたところであります。

そこで、先ほど申しました平成三年の百二十國
会で、林業労働法に関する私の質問に対して当時林
野庁次長の入澤さんは、「今先生御指摘のとおり、
林業労働法という名前がいいかどうかわかりませ
んけれども、基本的な法制度が必要じやないかと

これまでにあります。野党時代、議員立法として
林業労働法を何回も提出してまいりました。私は、
これらの法案の発議者、提案者となつて、当時の社会労働委員会で
何回も趣旨説明をしてきたところであります。
そこで、民有林の農林公庫の一般利子三・五%、

いうふうに考えております。』と、こういう答弁を

うに思いますけれども。

しておる。そのとき、大臣も林野庁長官のまわりの答弁をしておる中であなたがこういう答弁をしたことは、私は高く評価したい。私はこの十年間、政府に対して、こういう対応は遅過ぎる指摘をしてまいりましたし、その中であなたが林野庁長官になつて法案を出したことは敬意を表します。しかし、私が出した法案と名前は同じようだけれども、中身はそれほど私は高く評価をしておらない。

そこで、長官、私が申しましたように、私どもが提案した法案を随分私も勉強してこんなに内容をいろいろ持つておるんですよ。それと比べてみて今のおななが出した法案、どういうふうに思ひますか。

○政府委員(入澤謹君) 確かに、前回私は慎重に検討いたしましたと答弁したわけでございます。慎重にというのはやらないという意味ではありますんでして、長官になりましたので、約束を果たそうと思っていち早くこの労働力の関係の法律の作成を指示したわけでござります。

社会党の出した案と比較した表を私は持つていますけれども、ほとんど盛り込まれております。

財政上の措置だとかいろんなところにつきまして、これは他の法令との整合性がござりますから整理したところはございませんけれども、基本的に農林水産大臣、労働大臣が基本方針を定めて、そして都道府県知事がそれに即して基本計画を策定して、そして各都道府県が設ける支援センター、これを指定法人にいたしまして各種支援措置の運動の母体とするというふうな考え方で社会党の案を参考にしながら労働省と協議をしてつくつたのでございまして、私どもの案がそれほど劣っているというふうには考えておりません。

○村沢牧君 出したことは敬意を表しますよ。しかし、長官が言われるほど私は高く評価していない。与党だからよくやつたというふうに思ひますし、また私どもの気持ちを酌んでくれたというふうに思ひますけれども。

そこで、例えはこの法案を見ると、私どもは今置かれている劣悪な労働条件の中で雇用の安定と

ともに福祉の向上をしなければならない、このことを正面に出しておりますが、政府提出の法案にはその文言が余り見られない。したがって、この法律の施行に当たってはその点を十分に留意しなければならないが、どうですか。

○政府委員(入澤謹君) まさに御指摘のとおりでございますが、この法案では事業体において雇用関係の明確化等、雇用管理の改善及び事業の合理化が図られることを定めておりまして、この中に

は林業労働者の雇用の安定と福祉の向上が入っておりますというふうに私どもは考えております。

福祉の向上という言葉を直接入れようかということで、これは法制局とも議論いたしました。しかし、この法律の性格からしてそのような言葉を入れるのが妥当かどうかということで、雇用管理の改善それから事業の合理化ということを思想を統一したわけでございます。この中には、しかし、入れるのが妥当かどうかということで、雇用管理の改善それが事業の合理化ということを思想を統一したわけでございます。この中には、しかし、入れるのが妥当かどうかということで、雇用管理の改善それから事業の合理化ということを思想を統一したわけでございます。

○村沢牧君 これは農林水産大臣と労働大臣との共管の法律ですね。したがって、政府が基本方針を定めなければならぬというふうになつておりますが、この基本方針について労働省はどういうふうに関与するんですか。基本方針について労働省が重点とする項目は何ですか。

○説明員(吉免光顕君) 基本方針の作成に当たりまして、労働省の方からは、今お話をございまして、林業の各地域の実態に合わせまして指導と

して可能な限りそのような方に持っていくというこの方が私は現実的ではなかろうかというふうに考えておりまして、そのように指導してまいりたいと思っておるわけでございます。

○村沢牧君 そのように指導していくと、そういう状態に持っていくことが望ましいことであり、しなければいけないというふうに思ひますが、労働省は、そのように通年雇用あるいは月給化を

図つていく。そういうときに、林業労働者の福祉の増進にとって雇用保険を初め社会保険が適用できるよう、あるいは特例でも適用するよう努めます。

○村沢牧君 基本方針には四つほどの項目しか挙げておりませんが、この基本方針をさらに細かく

示すわけですね。その場合には、今申しましたような労働条件の改善あるいは雇用の安定、福祉の増進を図る、こうしたことこの基本方針の中に

盛り込むべきである。どうですか。

○政府委員(入澤謹君) その方針で臨みたいと思つております。

○説明員(吉免光顕君) 先生御指摘のことは大事な具体的な御指摘だというふうに受けとめておりまして、基本方針作成に当たりまして先生の御趣旨を十分踏まえて考えていきたいというふうに思つております。

○村沢牧君 私が言う雇用の安定ということは、具体的に言うならば、林業労働者は、季節雇用だとか出来高払い、こういう中で不安定な雇用状態に置かれていますので、それを直して通常雇用だとか社員化だとか月給化を図ろうと、そういうことになりますが、私どもの法案にはそのことをちゃんと説明に書いてありますけれども、いかがですか、具体的に言うならば、

○政府委員(入澤謹君) 履用管理の改善ということになりますが、私どもの法案にはそのことを置かれていますので、それを直して通常雇用と定めた所得が得られるような関係に改めていくんだということも目指すのでございまして、これを法律で強制的に書くことがいいかどうかというこ

とについてはやはり議論があるところでございまして、林業の各地域の実態に合わせまして指導として可能な限りそのような方に持っていくというこの方が私は現実的ではなかろうかというふうに考えておりまして、そのように指導してまいりたいと思っておるわけでございます。

○村沢牧君 私が今指摘をした法律と比べてみて弱いといふことは、これらの法律はいずれも国や地方公共団体は「努めなければならない」あるいは「努めるものとする」と、こういうことが書いてあることで考えておるわけでございます。

○村沢牧君 私が今指摘をした法律と比べてみて弱いといふことは、これらの法律はいずれも国や地方公共団体は「努めなければならない」あるいは「努めるものとする」と、こういうことが書いてあるわけですね。この林業労働力確保法ではそういうことはちつとも見当たらなければなりませんけれども、もう少し基本計画をつくる、もちろん大臣が基本方針もつくる、そういうことがありますから、地方自治体として国としてやるべきことはやつぱりはつきりしておかなければいけない。その点について今後検討してもらいたい。いかがですか。

○政府委員(入澤謹君) 国の基本方針あるいは基本計画に従いまして、各都道府県が、任意規定ではありませんけれども、すべての都道府県で基本構想なり基本計画をつくるよう指導してまいりました

がですか。

○説明員(吉免光顕君) 先生御指摘いたいたとおりで、私どもの方も特に事業主に対しても周知、指導を徹底いたしまして、通年雇用を初め雇用の安定を図つて雇用保険等の適用ができるよう努めます。

○村沢牧君 この法律は、例えば地方公共団体が「基本計画を定めることができます」、「先ほどもお話をあつたように、非常に弱いと思います。特にまた国だと地方公共団体の責務が明文化されてしまう」。

そこで、労働省に聞きますけれども、労働省所管の例えは介護労働法の四条一項だと看護婦法の四条三項だと障害者雇用法の第七十八条、これらに比べてみてどういうふうに思いますか。

○説明員(吉免光顕君) 規定から見ますと、先生御指摘の点はあるわけでございますが、今回の法案の中では、国が基本方針の策定をしてまいりますし、都道府県が基本計画をつくつていく。そういう中で、目的としております雇用管理の改善の点はあるわけでございますが、今回の法案の中では、事業の合理化、そういうものが一体となつて国、都道府県の取り組みの方向といいますか、そういうものをはつきりさせていただきたいと

○村沢牧君 私が今指摘をした法律と比べてみて弱いといふことは、これらの法律はいずれも国や地方公共団体は「努めなければならない」あるいは「努めるものとする」と、こういうことが書いてあるわけですね。この林業労働力確保法ではそういうことはちつとも見当たらなければなりませんけれども、もう少し基本計画をつくる、もちろん大臣が基本方針もつくる、そういうことがありますから、地方自治体として国としてやるべきことはやつぱりはつきりしておかなければいけない。その点について今後検討してもらいたい。いかがですか。

○政府委員(入澤謹君) 国の基本方針あるいは基本計画に従いまして、各都道府県が、任意規定ではありませんけれども、すべての都道府県で基本構

いと存ります。

○村沢牧君 これまた申し上げますが、地方公共団体が「定めることができる。」これは弱過ぎる。

したがつて、法施行に当たっては、認定事業主だとかセンターだけの問題じゃなくて、林業労働者を確保していく、労働力を確保していくという立場から、こうすることをつくりなさい、つくってもらいたい、つくるべきだということをやっぱり指導すべきだと思いますが、いかがですか。

○政府委員(入澤肇君) そのような方向で指導してまいりたいと思います。

○村沢牧君 時間が参りましたからこの程度にいたしましたが、法律を出したことは結構、与党ありますから賛成ですけれども、しかし中身を見る私どもが期待をしたようにも大分欠けていますから、法の施行の中ににおいて十分分配してもらいたい。これは林業労働力確保法案だけではなくてその他の問題についても強く指摘をし、さらにまた施行に当たつてのいろいろと通達や扱いについては私ども注文をつけていきたいと思いますから、十分聞いてください。

以上をもつて終わります。

○須藤美也子君 緑と水の源泉である山が今荒れ果てています。先ほど井上委員の質問の中に、これまで日本の山を守ってきたのが九割を占める零細、小規模の林家であつたと言われました。私は東北出身であります。一年の半分は雪に埋もれています。雪が降っている間は山に入ることができません。だから、中山間地の農家が農業の合間に山を守つてきました。ところが、この中山間地、高齢化と価格が低迷してもう造林の意欲さえもない、これが今の山の実態だと思います。そういう中で、林野三法がこういう山林関係者にとって意欲を回復するようなそういう内容のものになるようになります。最初に私は期待したい。

では、これから若干質問したいと思います。

まず一つ、木材の安定供給の確保に関する特別措置法についてありますけれども、私はせん

だつて九州に行ってまいりました。大臣の地元で

ある宮崎県であります。

大臣にはお尋ねをいたします。

杉生産量日本一の宮崎県、その中でも製材の出荷量が一番多い都城に、丸紅がアメリカ村と称し

て約四十戸の輸入住宅を展示、販売しています。この輸入住宅は一戸二千五百万円ぐらい、四十戸で十億円であります。住宅というのは木材だけではないんです。台所やお湯場、窓ガラス、畳、家具、

大変そ野の広い総合的な産業であります。だから、地元の人たちも住宅の建設は地域の経済の活性化につながる、こう言っています。

宮崎県は林業白書にも取り上げられるほど先进的な林業県であります。現在では何とか国産材の需要拡大を図ろう、こういうことで現地の人たちが懸命に努力をしているときに、住宅までも輸入

する。しかも、日米首脳会談で住宅輸入が一層促進できるような規制緩和を約束された。住宅までどんどん輸入しながら、一方で今回の林野三法で

国内林業の振興と言つても全く矛盾したものではありませんでしようか。大臣、どうお考えでしょ

うか。先ほど風間議員に答弁なさつたことと違つ

答弁をお願いいたします。

○國務大臣(大原一三君) 林野庁からいただいた資料によると、輸入住宅の戸数がだんだんふえていついていまして、平成四年度千三百戸、それから平成七年度で四千五百七十五戸という数字をいたしております。

宮崎の話、私は実は余りよく知らないのであります。雪が降っている間は山に入ることができません。だから、中山間地の農家が農業の合間に山を守つてきました。ところが、この中山間地、高齢化と価格が低迷してもう造林の意欲さえもない、これが今の山の実態だと思います。そういう中で、林野三法がこういう山林関係者にとって意欲を回復するようなそういう内容のものになる

かと四苦八苦して苦労しておられるところであります。そして、そのど真ん中でやつてているというお話を

ございまして、非常に残念なことであります。

いずれにしましても、これは先ほども申し上げ

ましたけれども、アメリカさんの方は例のJAS

の基準を日本の基準とあちら側の基準とを統一し

てくれというお話を主たるお話をございました。

どんどん外国から買ひなさいという意味ではない

わけございまして、我々としてはこういう国際基準の統一化を、JISについても言えることであります。

JASについても可及的に統一することは規制緩和の現在の流れの中でやむを得なか

ろうということで是認をしたわけでございます。

この法案を出してしまして、まさにおっしゃるよう

に国産材時代が目の前に来ております。それをこうい

う外材との価格競争の中などで生き延びていかな

ければならぬかという問題をとらえましたとき

に、やはり従来の手法を超えた新しい手法で対抗措置をとつていく必要があるのではないかとい

うのがそもそもこの三法を出す発想の始まりでござ

ります。いろいろ先ほども村沢先生から、これは我々が考えるとまだ百点満点じゃないと、私もま

た現にそう思つてゐる者の一人でございまして、

いずれにしてもこれを起爆剤にして、そういった

国産材時代の対応を展開できる足がかりをこれに

よつてつくつてきたい、こう考えているわけ

あります。

○須藤美也子君 ちょっとついでですから、大臣

にもう一つお尋ねいたします。

衆議院の答弁の中に、この輸入問題に対して大臣はこうおっしゃつていて、「これを克服する道として三法を出したと言ひながら、この三法で

それじや答弁が出来ます」ということは、私は言ひ切

る自信はございません」、大臣、自信のない三法

を提案しているんですね。我々は、大臣は確信を持つて三法を出している、このように考えてゐる

わけです。それが答弁の中で、「自信はございません」と言われたら私たちはどう答えたらいで

しょうか。

○政府委員(入澤肇君) 平成五年に私どもの統計

情報部で、林業経営に関する担い手層の意向調査

というのをやりました。その中で、今後の経営方針について聞きましたところ、林業に力を入れる

と回答した林家のうち、規模拡大をして力を入れ

ていくんだといつた林家が九・七%、それから他

人の山林作業も請け負うといつて答えた林家は

七・九%、さらには特用林産等の多角化を進めて

いくんだ、そして林業経営を守つていくんだと答

えた林家は六・二%、広い意味で経営規模を拡大

しようと考えている者が二四%でござります。こ

の時点ではまだこのような三法の法律はなかった

わけございまして、今回この三法をフルに使い

まして、さらにも今、大臣がおっしゃいましたよう

に、予算等の内容を充実させていきまして、この

割合をふやしていきたいと考えております。

○須藤美也子君 現地に行きますと、森林組合の方々は、まず規模拡大する人はいないでしよう、

開口一番そつおつしやいます。木材の価格がこうも低い中で、規模を拡大して山の管理をしようとする人がいるなんということは聞いたことがあります。これは九州ですよ。これが現場の声なんです。こういう中で、規模拡大すればコストが下がって外材に打ち勝つことができるのか、経営が安定できると林野庁では考えいらっしゃるんでしょうか。

○政府委員(入澤謹君) 誤解がないと思いますけれども、規模拡大というのは何も林地を買つて、その所有権を取得して規模を拡大するということだけを考えているのじやありませんんでして、他人の山の施業を受託して、その受託も含めて経営基盤を強化していきたいといふこともこの中には入つておるわけござります。

具体的に各地の例を見てみますと、例えば今、都城の話がございましたけれども、鹿児島県の例でも、素材生産のほかに他人から受託をして、その受託収入によりまして全体としての所得を確保している例もございます。このようなことも考えておりますので、ぜひ御理解いただきたいと思ひます。

○須藤美也子君 それでは、例えれば木材製造業者の共同化、大型化と、こう出されていますね。

例えれば、国産杉ではメーカーから乾燥率を二〇%にしてくれ、こういう厳しい注文が来る。これは杉と競合する米ツガが二〇%、こういう点で同様の規格を要求される。しかし、杉の乾燥率を二〇%まで落とすと、大型乾燥機械で一週間熱風を送り続けるこのコストは立方当たり一万円以上もかかる、こうおつしやっているんです。これは、米ツガは自然乾燥でコストなど全くかからない。大型化してもこうした新たなコストが要求される中で、外材に打ち勝てるというふうには私は考へられないんです。基本は外材の輸入を規制すること、それ以外に木材の安定供給の確保は実現できぬのではないか、このように私は考えておりま

すが、いかがでしようか。

○政府委員(入澤謹君) 御承知のとおり、WTO

条約の発効にも見られますように、今の時点で材の輸入を規制するということはなかなか難しうございます。やはり、開かれた社会の中で、その中で競争に打ち勝つていかなくちゃいけない。そのためには、困難であるかもしませんけれども、外材に打ち勝つだけの条件を国内で整えなくちゃいけないと思います。道は遠いかも知れぬけれども、しかし耳川とかあるいは岩手県の例にもござりますけれども、各地で十分に対抗している例もござりますから、そういう例を参考にしながら全国的な普及運動を続けていきたいと思つております。

○須藤美也子君 ちょっとその答弁では何かもやもやしていますね。余りはつきりとした答弁は聞けないようなんですけれども。

次の木材の安定供給の確保に関する特別措置法では、木材製造業者と森林所有者が共同して木材の安定的な取引を図るために事業計画をつくることがあります。これは知事の認定を受ける。宮崎県など西日本では、森林所有者が原木市場に切り出した素材、丸太を持ち込んで、そこで一台五千万円から七千万円もする選別機械にかけて長さや太さや曲がり、この規格をそろえて今、競りで製造業者が買付けをしている。今度そついう森林所有者と木材製造業者が共同して取引を図る事業計画になりますと、これまでの市場での取引が否定されるのでしようか。

○政府委員(入澤謹君) 木材技術の今の実態では、全体では製材工場に入荷される原木の四五%が原本市場を経由しております。ただ、地域によって大分違います。例えば、原木市場への経由率が高い福岡県などでは八九%でございますが、北海道では一%というふうにまちまちでございま

す。

○政府委員(入澤謹君) 木の流通の各段階を担つておる事業者を事業計画の実態に応じまして森林所有者等、それから木材製造業者等のほかに、木材市場の開設者等の各地域の木材参加者として位置づけまして、そしてその積極的な参画を期待しております。

特に、原本市場の開設につきましては、原本の仕分けとか配分とか、あるいは代金の回収とか決済等の機能を担うことに加えまして、森林所有者等と木材製造業者等とのコーディネートの役割も果たしてもらうことが期待されておりまして、その参加を促してまいりたいと考えております。

○須藤美也子君 これまで長い歴史があるわけですから、ぜひこういう現地の実態に即した弾力的な運用を要請したいんです。これは考えていただきたい。お願ひしたいと思います。

次に、過去五年間に伐採を行つた跡地に植林しているのは全国平均して五五%ですね。現地で話を聞くと、木材価格の低迷から再造林する意欲はない出でこない。つまり、伐採した跡地に造林する経費もない。借金をしてまで造林をしても元が取れない。今の木材価格を見ていると、とても借金などできない。これが現状なわけです。再造林をするために、都道府県の林業公社を活用する場合には、経費を助成するなど国が指導、援助を図るべきではないかと思うんですが、これはどうでしょうか。

○政府委員(入澤謹君) 再造林の面積は最近では漸増傾向でございまして、予算も、平成八年度予算を例にとれば一〇五・三%というふうに伸ばしているわけでござります。造林公社等が造林を請け負う場合には、今、金融が中心でござりますけれども、先ほども質問がございましたけれども、非常に財政事情が厳しいという中でいろんな工夫がなされております。今回のこの法律をきっかけにしまして、造林公社が例えれば施業の受託をするというふうな場合には、無利子資金だとかまたは奨励金等の措置が講ぜられることになりますので、そういうものを活用しながら進めていきたい

といふふうに考えております。

○須藤美也子君 時間がもう一分しかありませんから、最後に、林業労働力の確保の促進に関する法律案に関して簡単に質問したいと思うんです。

先ほど来皆さんからいろいろ質問されていますから、そういうところの木工所で働くとか、

けれども、各県に扱い手対策基金の運用益を財源にして行われているわけですから、最近金利が現行で〇・五%、非常に低くなりました。計画どおりの事業が進められないことから、例えば宮崎県では、金利が低いので三・五%まで、つまり県が三%分を一般会計から補てんしている。扱い手基金の運用益を賄つていています。ですから、何とかこういう形で事業を進めている、こう言つておるわけですが、林野庁では林業労働力確保支援センターの業務が十分機能できるというふうには思われないです。国の助成措置が必要なのではないでしょうか。

それと、もう一つ、北海道、東北地方、冒頭に申し上げました。冬季分、冬の間、これはどうするんでしょう。農作業の合間にやつてこれらたこの中山間地の環境保全問題、こういう点では林業をやつても生活で生きる賃金などの労働条件などを抜きに労働力の確保はできない、あり得ないというふうに思います。いかがでしようか。

○政府委員(入澤謹君) まず、扱い手対策基金につきましてはさらにお乗せをしていただきまして、八十億円積み増していくだけまして、運用益が低下している部分を補つていただくことになります。

○政府委員(入澤謹君) 私ども林野庁といたしましても、森林整備の担い手育成確保総合対策事業あるいは林業構造改善事業によりまして、支援センターに対しても直接の補助金を出してその運営を行つていただきたいと考えておるわけでござります。

それから、冬の間どうするかということで、これは農業も林業も共通の課題でございまして、労働力の完全燃焼を図るというようなことを考えますから、そういうところの木工所で働くとか、

新しい隣接した関連の職場のあせん等も考えていいかなくちやいけないというふうに考えておられます。

○須藤美也子君 終わります。

〔委員長退席、理事青木幹雄君着席〕

我が国の森林は、木材生産のほかに国土保全、水資源の涵養など公益的な機能を持つております。

○国井正幸君 新緑風会の国井正幸でございます。これはだれもが認めることだというふうに思いますが、しかし、近年の我が国の林業を取り巻く環境といふのを見渡しますと、先ほど来お話をありますように、国産材価格の低迷、さらには伐出経費等の増加、経営コストが非常にふえておりまして一段と厳しい状況に置かれている、こういうことでござります。

さきに発表されました林業白書にもあるとおり、山村の人口というのが、やはりどうしても道路や生活環境施設、いわゆる社会資本の整備の立ちおくれなどによって、さらには就業の場が少ないということも含めて、なかなか若年労働層といふ若年層を中心に入口が減少しているよう傾向にあるようです。林業の振興と林家経営の安定、さらには山村の振興というのは一体不可分のものだらうというふうに思います。

そういう意味で、この三法案、先ほど大臣のお話にもありましたように、これで決して必要十分ではないにしても、一步前進という意味で基本的には私は賛成をする立場でございます。

したがつて、そういう意味で若干御質問をさせていただきたいと思うんです。

まず、林業改善資金助成法及び林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案に関してお聞きたいと思います。

この法律案、特に、シイタケについて、大変にシイタケを生産する場合に資金の無利子貸付制度ができています。これが、なかなか現実の問題としては難しい。例えば、Aさんという家に行つてその業務を請け負つてもそれだけでは長く続かず、次はBさんのところへ行つてまた別の作業をする、こういうふうなこともあるわけなんですが、そういうものを設置して、先ほど来ありますように、私は、

私は栎木でございまして、八溝山系あるいは那須、日光の方でもシイタケ等の栽培も随分今やられているわけなんですが、なかなか中国産等のシイタケが入ってきて大変に価格的に厳しい状況に置かれていると、こういうふうに承つておるんです。この特用林产品特にシイタケ、これらの価格の動向、さらには将来の見通し、この辺についていかがでしようか。

○政府委員(入澤謹君) 特に、シイタケにつきましては、中国等からの輸入がありまして国産の価格が下がっております。平成三年度キロ当たり三千八百四十五円していた乾シイタケが平成七年には三千五十二円というように八百円も下がっています。しかし、生シイタケの方は十分に競争力がござります。

大事なことは、与野党にシイタケの議員連盟があるんですけども、私はそういうところでも申し上げるんですが、それからまた私の私的研究会としてシイタケの需要拡大を図るにはどうしたらいいかと研究してもらっているんですけども、いろいろ形で需要拡大をすることが価格安定につながると考えております。

農林省は、過去いろんな努力をして需要が減退した作物なり商品の需要拡大を図つてしまいまして、シイタケにつきましても、我々が家庭で浸さなくとも朝スライスしたもののみぞ汁に入れればすぐ食べられるような高速真空冷凍の技術などもあるわけでございますから、そういう製品を大大的に開発したらどうかというふうなことを一例として申しております。

いずれにいたしましても、新商品の開発によってまだまだシイタケにつきましては、特に国産のシイタケにつきましては需要の拡大が見られる分野だと思います。したがいまして、その結果価格も安定するのではないかというふうに見ていくわざいますけれども、先ほどの質問にもあつたんですが、今度この法改正で新林業部門導入資金というのを設ける、こういうことで、専用林产品を導入する場合に資金の無利子貸付制度ができる

ている農家が多いわけなんです。ここで価格が低い

迷しているというふうなことでいわゆる原木のオーナー制度、オーナーになつてもらって都会の人々に来てもらつて、その季節に出たものをもぎ取つてもらつて、あるいは観光シイタケ狩りとか、そういうことをいろいろやつておるんですけども、それはできるだけ自然に親しんでいただき、そしてあわせてしゅんのものを味わつてもらつて農山村を理解してもらおう、こういうふうなことでもあるわけでござります。

そういう中で、先ほど松村先生の質問にあつたんですが、この新林業部門導入資金の適用の枠限を下げるんですが、それからまた私の私的研究会としてシイタケの需要拡大を図るにはどうしたらいいかと研究してもらっているんですけども、いろいろ形で需要拡大をすることが価格安定につながると考えております。

大事なことは、港湾労働、いわゆる港の荷役の仕事に従事する労働者たちの雇用の確保が問題です。そういう意味ではいわゆる林家が自分の敷地を利用したり、あるいは周囲にある自然環境を利用して民宿なんかもやつているんですけども、そういう意味ではいわゆる観光農園で迎え入れる場合なんかない。せひ私は公庫資金で、これはあるといふのは事前に御説明はいただいたんですけど、この特用林产品の価格がなかなか厳しい状況であるだけに、この利用の範囲、適用の範囲というものをぜひ拡大していただきたい、このことは今後の運用の中でぜひしていただきたいと、これは要望でございます。

〔理事青木幹雄君退席、委員長着席〕

次に、林業労働力の確保の促進に関する法律案について若干伺いたいと思います。

林業労働は、森林所有者の自家労働、それから森林組合やあるいは会社に雇われる雇用労働と二つあるんじゃないかなというふうに思つんで。その就労も、先ほど来皆さんがおっしゃつておられた

るよう、臨時的あるいは短期的なものから通常的なものまで、種々豊富というか非常に多様だというふうに思ひます。

これが間もなく通年雇用されれば私は問題がないんだろうと思うんですが、なかなか現実の問題としては難しい。例えば、Aさんという家に行つてその業務を請け負つてもそれだけでは長く続かず、次はBさんのところへ行つてまた別の作業をする、こういうふうなこともあるわけなんですが、そういうものを設置して、先ほど来ありますように、

ね。

先ほど鈴木先生あるいは村沢先生からも御質問があつたわけなんですが、林業労働力を確保するということになりますと、やっぱり林業労働者の雇用の安定ということと、さらにはその福祉の増進を図るということが必要なんだろうと思うんですね。幾らそこへ来て働いてくださいと、こう言つてみても、働く方の立場で、三Kどころか五Kだと、こう言われるように大変厳しい状況の中ではなかなか難しい状況があるんじゃないかと

思つんですね。そういう中で、昭和四十年に港湾労働法というものが制定をされて、日雇いの港湾労働者の登録制度の実施がなされた。そして、港湾労働者の雇用の安定と福祉の増進というのが図られてきた。さらに、昭和六十三年には状況も変わつてきた。こういうふうなこともありますて、この港湾労働法というのを金廃して、新たに港湾労働者の雇用の改善と能力の開発向上、こういうことを措置するというふうなことで新たな港湾労働法が制定をされたということでございます。

そういういろいろな状況を考えたとき、私は、林業労働者についても、林業労働者のいわゆる登録制度、こういうものを設けて共同雇用制度といふものを措置することができないものだらうかと思つんですね。いわゆるAさんの家で働いていてもBさんの家へ行って働いても同じような作業をして継続して反復するものを、雇用主が違うからということで分断をするのではなくて、やっぱり

一体的な継続したものとして措置をすることが必要なものではなかつたと思うんですね。しかし、そこまで行かない間、何らかの措置が必要なのではないか。そして、これが必要がなくなるということになれば、なお私は非常にいいことだというふうに思うのですが、そういう意味でこれらの共同雇用制度というものを設置して、先ほど来ありますように、

雇用保険を初めとする社会保険等が適用され、そして安心して働くような職場環境というか、そういうものをぜひつくっていただきたいと思うんです。

そういう意味で、林野庁としてもこれは事業主サイドに働きかけをしていただかなくちゃなりませんし、さらに労働省としては、これらの保険の適用の特例措置というんでしようか、私はこれらをぜひ検討していただきたいと思うんですが、その辺についていかがでしょうか。

○政府委員(入澤謹君) まず、私から。

今度の法律に基づきまして各都道府県に林業労働力確保支援センターが設けられますと、ここに林業労働者の登録をするようなことは必ずできるようになります。ただ、共同で雇用すると何かになりますと、これはまた上から押しつけてやるような話いやございませんから、十分に各事業体の意見を踏まえて地域の実態に合わせてやらなきゃいけないというふうに考えております。

しかし、それが雇用の安定につながるということで大方の了解が得られれば、そちらの方向に進んでいくこともありますと私は考えております。○説明員(吉免光顯君) 御指摘の港湾労働法のセンター等のお話がございましたので、そちらの方を少しお答え申し上げたいとというふうに思いました。

先生御指摘のように、港湾労働法の中では指定法人として港湾労働者雇用安定センターというのを設けておりませんけれども、御承知のように港湾労働で港の方の作業は大変に、作業量はその時々によって多かつたり少なかつたりその波動性がかなりござります。そういう意味で、仕事の量がその時々によって変化するということが非常に大きい、そういう特徴がございますのですから、そういう形で実は運用をさせていただいているという状況でございます。

林業労働の方を見ますと、むしろそういうことよりも、雇用関係をはつきりさせるとか、あるいは事業量を確保して安定的な仕事についていただいています。

く、そういうところを図つていくことがむしろ非常に大事なわけで、いろいろ御議論ございましたように、経営基盤を強くる、あるいは今申し上げましたような雇用管理改善をする、そういう対応をする中で立ち向かっていく方がいいのではな

いかというふうに実は考えております。そういう中から事業主へのいろんな指導、周知も強めてまいりたいというふうに思つておりますし、雇用が安定するようになりますと、我々の方も努力をしてまいる中で、そういうふたつの雇用保険等の適用についても促進されるようになら頑張つてまいりたいというふうに思つております。

○国井正幸君 時間の関係もありまして、用意した部分が全部できそろはないのでちよつと飛ばさせていただきたいと思うんです。

次に、国有林野事業について若干お伺いをしたいというふうに思います。

現在、国有林野事業は七百六十一万ヘクタールの主として山林、非常に高い山等を国民の共通財産として管理運営をし、木材供給のみならず既にだれもが認めているところでございます。そ

ういう意味では職員の皆さんにも大変な御苦労をいたしております。この点に関しましては改めて敬意を表すところでございます。

しかし、白書でも述べているように、林業全体が不振の中にあって、財政状況が極めて厳しいと

いうことで伺っております。国有林野事業については思い切った国の財政援助を行つて早急に、先ほどのお話にもありましたとおり、財政再建を図るべきだというふうに考えておりますけれども、特に林野庁において頑張つていただくことをお願いします。

林野庁においては、最近、平成八年度の業務予定をそれぞれ策定しているというふうに聞いてお

状況にあると伺つておられるわけございます。国有林の森林整備が十分でないことは大きな問題であると共に、今回のこの三法の改正でも林業事業の育成を目的にしているわけですね。

そういう意味では、この国有林の事業量の減縮については請負事業体に大変大きな打撃を与える、こういうふうになるわけでございます。それで、その辺、私もお話を聞いて大変心配をしていながら、私はお話を聞いて大変心配をしていざりたいというふうに思つております。森林整備を着実に実行する一人でございます。森林整備が必要とする資金は何としても、ぜひ国有林野事業が必要とする資金は何としてもやっぱり確保してほしいと思うんですね。

この点についてはいかがでしょうか。大臣、ぜひ頑張つていただきたいというふうに思つていていますが、いかがでしょうか。大臣、ぜんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(入澤謹君) 確かに御心配になるよう面がありまして、昨年はそういう状況でございましたので大幅な補正予算をいただきまして、事業費としては久しぶりに大型の、一年九ヵ月分の予算をもちまして請負事業体の要請にもこなえたわけでございます。

平成八年度予算は、当初予算ベースでいいますと確かにそれほど伸び率ではございませんけれども、今後いろんな機会にその事業費予算を確保して、そして森林整備に努めていきたいと考えております。

○国井正幸君 大変に厳しい状況でありますけれども、みんなでとにかく頑張つて前進をしていく、そういう意味でこの三法についても、一里塚といふんでしょうか、私どももそういう意味で受け取っておりますので、せひ農林水産省においても、特に林野庁において頑張つていただくことをお願いします。

林野庁においては、時間でございますので、私の質問を終わらせていただきます。

○島袋宗康君 まず、沖縄県における松くい虫の被害状況、これは通告していなかたんですけども、ついでに全国的に松くい虫の被害状況といふふうな厳しい財務見通しであるというふうなことから、造林関係の予定事業量を相当減らさざるを得ないというんでしようか、そういうふうな

○政府委員(入澤謹君) 松くい虫の全国的な被害状況は、一番新しい数字ですとピーク時の約半分程度に減つております。

沖縄県の場合には四十八年度に初めて発生いたしまして、平成五年度には三十年ぶりに少雨傾向などの影響で四万二千立方と過去最高の被害量を記録したのでございますけれども、四万二千立方から平成六年度には約四万立方というふうに漸減しております。七年度はさらに減少する見込みだというふうに聞いております。

○島袋宗康君 沖縄県の説明がありましたけれども、全国的に減る傾向にあるのか、蔓延する傾向なのか、その辺についてもう一遍。

○政府委員(入澤謹君) ちょっと資料がありませんで、具体的に申し上げますと、松くい虫の被害状況は昭和五十四年度がピークでございました。全国では二百四十三万立方。その後減少いたしましたので、平成六年度の被害量は百十二万立方という業費としては久ぶりに大型の、一年九ヵ月分の予算をもちまして請負事業体の要請にもこなえたわけでございます。

これはいろんな努力もありましてこれからは減つていくのではないかというふうに見ておりませんけれども、まだ特別対策を実施する前のレベルでとどまつておりますので、さらにこれから松くい虫の被害対策を強化すべきかどうか、あるいは森林病害虫制度そのものの中で抜本的な対策を講ずるべきかどうかということにつきまして、現在、研究会を開けて検討しているというような状況でございます。

○島袋宗康君 沖縄県の林道は平成六年度末で総延長約二百五十三キロメートル開設されておりましたが、へクタール当たり林道密度は三・四メートルで、全国平均の約七六%の水準であります。そこで、沖縄県における林道については今後どのような方針で臨まれるお考えなのか、お聞かせ願いたいと思います。

沖縄県における林道の開設に当たっては、その工法いかんによつては赤土の流出というものが大きくなる環境問題になります。そういうことで、貴重な自然環境というものが破壊されるおそれも

100

○政府委員(入澤謹君) 確かに、全国平均で林道があるといふが、農地が非耕は強しところであつて、ますけれども、そのことについて、どういうことか、これから対策としてどのようにお考えなのか、お聞かせください。

密度を見ますと、平成六年度の数字ではヘクタール四・六メーターなんですが、沖縄県の場合には三・四メーターというふうに低い水準でございまして。これは沖縄県の特殊な事情でございまして、

さきの大戦によりまして森林のほとんどが荒廃状態になつたと。民有林の人工林率が全国平均では四五%ですが、沖縄県の場合には一四%というふうに低いということが大きな理由だと思います。

それがから、森林が完結の市町村、本島の北部と
か石垣島に偏つておりますて、森林が散在してい
る他の市町村では林道のかわりに農道とか市町村
道が活用されているということで、林道の整備が
おくれていいるということだと思います。

しかし、復帰当時から比べますと、年々予算措
置もありまして林道整備が進んでまいりまして、
全国的な平均とは差が縮まっております。今後と
も森林整備事業計画に即しまして、沖縄県に特別
に配慮しながら林道整備を進めていきたいと思つ
ております。

特に、今御指摘のありました赤土ましては、沖縄県自身が平成六年の十月に沖縄県赤土等流出防止条例というのを制定いたしまして、これに基づきましてアセスメントをやりまして対処しているわけでございます。

具体的には、切り土のり面等についてネット張り緑化工法等を採用するとか、裸地面には土砂流出防止のための土壤侵食防止剤の散布をするとか、他のところではやっていない措置を講じながら対策を講じているというふうに認識しております。

○島袋宗康君 この林道の建設に当たっては、復
今後ともこういうふうなことをきちんとやるよ
うに指導してまいりたいと思います。

州直後に大国材道といふ大宣明村と国頭村をつなぐ大林材道と言いますけれども、これは国頭の北部の山林地帯のいわゆる分水嶺という形でつくられているんですけども、赤土流出の問題では

十分な対策をとつてないために非常に見るに忍びないような、沢に赤土がどんどん流出してし

まつて、これで非常に貴重な生物あるいは動物が

も、森林資源の一ヘクタール当たりの蓄積は全国の百三十一立方メートルに対し、沖縄県は九十八立方メートルと低い状況になつております。そこで、お尋ねいたしますけれども、沖縄県における森林の整備と林業の振興についてはどのような基本方針を持つておられるのか、大臣の御見解を承りたいと思います。

(国務大臣(大原一三君) 今御指摘がございまして、沖縄県の森林は県土の約五割を占め、そのうち天然林が八三%で、我が國で最も高い比率を占めています。これらの森林が特に水資源に乏しい沖縄県民にとって水資源の涵養、さらにはまた良好な自然環境の形成に重大な役割を果たしていることは十分存じ上げております。

このため、沖縄県における森林について、このような多面的な機能が發揮されるように、今も御指摘がございました林道などの基盤整備、育成天然林施業、複層林施業等を今日まで推進してまい

りましたが、今後とも沖縄県の森林が持つ水資源の涵養等多面的な機能の強化を図る観点から、多様な森林整備のさらなる推進に努めてまいりたいと思います。

○島袋宗康君 大臣の力強い表明がありましたから、ぜひそういうことで頑張っていただきたいと、いうふうに要望しておきたいと思います。

も、沖縄に関する特別行動委員会、SACOの中间報告によりますと、沖縄県北部の山原地域の東半分近くを占めている米軍北部訓練場の過半が返還されるということです。ここは国の天然

記念物のヤンバルクイナやヤンバルテナガコガネ、特別天然記念物のノグチゲラなどがいっぱいすんでいるところでござります。自然の宝庫といふふうなことで、東洋のガラパゴスとも称されて

いるところでありますけれども、ここが返還された暁には国立公園に指定していくと、貴重な自然

環境を守るべきであるとの意見があります。

おりますけれども、これらの点を踏まえて、環境として現時点でのこの国立公園の問題についてどういう方針を持っておられるか、まずお聞きしておきたいと思います。

○説明員(下均君) 過半が返還されることになりました北部訓練場の地域一帯でござりますけれど

も、イタジイに代表されるような亜熱帯性の自然

卷之三

材に広く覆われております。多くの固有種を含む野生生物が生息しております。それの中には、今、先生御指摘のヤンバルクイナでございますとかあるいはヤンバルテナガコガネといったような絶滅危惧種が含まれていて、生物多様性という観点から大変貴重な地域であるというふうに考えておるところでござります。

私どもいたしましては、返還を機会にこのすぐれた自然の地域を地元の皆さんとの理解と御協力をいただきながら将来にわたって保全していくたい、そのように考えているところでございます。

そのための方策の一つといたしまして、国立公園の指定も考えられるところでござりますけれども、いずれにいたしましても、この地域の保全と活用につきましてはまず地元の県あるいは地元

このため、環境庁といたしましては、山原地域の村の意向を十分に伺い、また関係省庁等とともに調整を図る必要があると考えているところでございまます。

○島袋康君 この北部訓練場の面積は約七千八
一帯の自然環境や社会経済的状況につきましてで
きるだけ早く調査をいたしたい、このように考え
ておるところでございます。

百ヘクタールあります。現在、山原地域では本島で一番高い与那覇岳四百九十八メートルを中心にして約百六十ヘクタールが天然保護区域に指定されています。その地域そのものが天然記憶の一つであります。

念物であるとも言われているわけです。返還されるのは訓練場の過半ですけれども、半分としても

この天然保護区域の約二十四倍に相当するわけです。

えも十分尊重して、完全に自然を保護する地域、

それから人が自然に接する地域、そして自然を保全しつつ利用していく地域といったような区分をして、完璧に対応していただきたいというふうに思いますが、林野庁としてはどのようにお考えですか。

○政府委員(入澤肇君) 国有林が返還された場合には、当然のことながら森林の現況等を精査いたしまして、地元の意向も踏まえまして、まず保安林に指定する、水源涵養保安林になるかと思いますけれども、保安林の指定にすること。

それから、私どもで保護林の制度をつくっておられます。森林生態系保護地域の規制の制度だとか、あるいは生物遺伝資源保存林だとか植物群落保護林など特定動植物種の保護林だとか、いろんな種類の保護林の制度を設けておりますが、このようないい保護林に設定することも含めまして検討してまいりたいと考えております。

○島袋宗康君 余計なことかもしれません、現在、米軍に貸貸していますね。林野庁に入る賃貸料というのは幾らぐらいですか。

○政府委員(入澤肇君) 約四億二千万程度だといふように承知しております。林野庁に入る賃貸料といふのはどういうふうに使われるんですか。

○島袋宗康君 これはどういうふうに使われるんですか。

○政府委員(入澤肇君) これは特別会計に内地と同じように賃料として入ってきてまして、一般的に事業経費とか行政経費に使っているわけでございます。

○島袋宗康君 終わりります。

○委員長(鈴木貞敏君) 他に御発言もないようですが、三案に対する質疑は終局したものと認めます。

これより三案に対する討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより直ちに三案の採決に入ります。

まず、林業改善資金助成法及び林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(鈴木貞敏君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべ

きものと決定いたしました。

この際、風間紹君から発言を求められておりま

すので、これを許します。風間君。

○風間紹君 私は、ただいま可決されました林業改善資金助成法及び林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、社会民主党、護憲連合、日本共産党、平成会、社会民主党・護憲連合、日本共産党、新緑風会及び二院クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

以下、案文を朗読いたします。

林業改善資金助成法及び林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案

(に対する附帯決議案)

我が国林業は、木材資源の供給だけでなく、

森林の有する公益的機能を維持する上でも大き

な役割を果たしてきたが、最近の林業経営を取

り巻く情勢は、極めて厳しく、これら諸機能の發揮に支障を来すおそれですらでてきてている。

よつて政府は、林業生産活動を活性化させるため、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万遺漏なきを期すべきである。

一 農林水産大臣は、基本方針の策定に当たつては、現在の林業の実情を踏まえ、次の世紀に向けて、林業関係者に明るい展望を与えることを基本とともに、都道府県知事が

策定する基本構想にその地域の森林・林業の実情に即した形で経営規模の拡大等の経営基盤の強化が盛り込まれるよう指導していくこ

と。

二 長伐期施業の導入に伴う複合経営の推進に当たつては、特用林産物の振興はもとより、特用林産物以外の複合経営の推進についても十分配慮すること。

三 林業経営改善計画の認定や林業改善資金及

び農林漁業公庫資金の貸付に当たつては、林業事業体の經

は、市町村、森林組合等の関係機関との連携、協力を一層強化するとともに、林業者等の事務負担が増加しないよう、極力、事務手続の円滑化に努めること。

四 森林の木材生産機能及び公益的機能に支障を來すことのないよう、森林組合等との受委託の促進等を通じて、不在村者の所有する森林など手入れが十分に行われていない森林の適切な整備に努めること。また、林地取得による經營規模拡大の推進に資するため、不在村者等が所有する売却希望林地に関する売買が円滑に行われるよう努めること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(鈴木貞敏君) ただいま風間君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行いま

す。

○委員長(鈴木貞敏君) 全会一致と認めます。よつて、風間君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、大原農林水産大臣から発言を求めておりますので、この際、これを許します。大原農林水産大臣。

○委員長(鈴木貞敏君) 次に、林業労働力の確保の促進に関する法律案について採決を行います。

○國務大臣(大原一三君) ただいま御決議いただきました附帯決議の趣旨を尊重し、今後最善の努力をいたしてまいります。

○委員長(鈴木貞敏君) 次に、林業労働力の確保の促進に関する法律案について採決を行います。

○委員長(鈴木貞敏君) 本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(鈴木貞敏君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、風間紹君から発言を求められておりま

すので、これを許します。風間君。

○風間紹君 私は、ただいま可決されました林業

労働力の確保の促進に関する法律案に対し、自由民主党政成会、社会民主党護憲連合、日本共産党、新緑風会及び二院クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

以下、案文を朗読いたします。

林業労働力の確保の促進に関する法律案

(に対する附帯決議案)

近年、山村においては、林業就業者の減少・高齢化が著しく、過疎化も急速に進行している。

我が国森林資源は、人工林を中心二十一世紀に向けて成熟過程にあるが、このままではそれを担うべき労働力が不足し、森林の有する公益的機能にも支障を来しかねない。

よつて政府は、林業労働力の確保と山村の活性化の重要性にかんがみ、本法の施行に当たり、

次的事項の実現に万遺漏なきを期すべきであ

ること。また、林業労働の社会的評価の向上に努め、やりがい、誇りが持てる産業として林業を育成すること。

一 新規参入者の確保・育成に当たっては、山村地域における定住条件の整備等を引き続き積極的に推進するとともに、若い人々を惹きつける魅力ある職場づくりができるよう支援すること。

二 都道府県知事は、基本計画の策定に当たっては、地域の林業労働力の現状及び問題点に的確に対処するため、幅広く林業関係者の意見を聴取すること。

三 林業労働力確保支援センターの業務の運営に当たっては、就業者の十分かつ円滑な確保が行えるよう、都道府県はもとより、市町村・森林組合などの関係機関が密接な連携・

協力をを行うよう努めること。

四 通年雇用の確立、文書による雇用契約の促進、福利厚生面での充実等雇用条件の改善に努めるとともに、林業機械の積極的導入を通じた労働の過重負担の軽減、労働災害の防止

労働環境の近代化に努めること。

五 国有林野事業にあつては、林業事業体の經

営の安定化と林業労働者の雇用の安定化に資する観点から、計画的、安定的な事業の発注に努めること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鈴木貞敏君) ただいま風間君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鈴木貞敏君) 全会一致と認めます。よつて、風間君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

○委員長(鈴木貞敏君) ただいま風間君から提出された附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鈴木貞敏君) 全会一致と認めます。よつて、風間君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、大原農林水産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。大原農林水産大臣。

○國務大臣(大原一三君) ただいま御決議いたしました附帯決議の趣旨を尊重し、今後最善の努力をいたしてまいります。

○委員長(鈴木貞敏君) 次に、木材の安定供給の確保に関する特別措置法案について採決を行います。

○委員長(鈴木貞敏君) ただいま御決議いたしました附帯決議の趣旨を尊重し、今後最善の努力をいたしてまいります。

○風間君 私は、ただいま可決されました木材の安定供給の確保に関する特別措置法案に対し、自由民主党、平成会、社会民主党、護憲連合、日本共産党、新緑風会及び二院クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

以下、案文を朗読いたします。

木材の安定供給の確保に関する特別措置法案に対する附帯決議(案)

我が國林業・木材産業は、それを取り巻く嚴

しい情勢に対処して、コストの削減、需要への資的確な対応等に積極的に取り組む必要がある。特に加工・流通部門における構造改善は喫緊の課題となっている。

よつて政府は、来るべき国産材時代に向けて、

活力ある林業・木材産業を実現するため、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万端漏なき

を期すべきである。

木材需要の拡大に資するため、木材の環境への低負荷、優れた断熱性・加工適性等の特徴のPRに力を入れるとともに、将来消費者となる子供達が、木の良さを理解し、それに親しむ機会を増やす等普及啓発活動に努めること。

一 木の安定的需要の確保を図るために必要な定品質・定時・定量の木材供給の実現に向けて、原木の安定的確保、流通拠点施設の整備に努めるとともに、国有林野事業、地方公共団体、林業木材産業関連団体との連携、協力の推進により、木材安定供給確保支援法の支援活動が円滑に行われるよう努めること。

○委員長(鈴木貞敏君) 次に、生物系特定産業技術研究推進機構法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(鈴木貞敏君) 御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(鈴木貞敏君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(鈴木貞敏君) 次に、生物系特定産業技術研究推進機構法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(鈴木貞敏君) 政府から趣旨説明を聴取いたしました。大原農林水産大臣。

○委員長(鈴木貞敏君) 次に、生物系特定産業技術研究推進機構法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(鈴木貞敏君) 政府から趣旨説明を聴取いたしました。大原農林水産大臣。

○委員長(鈴木貞敏君) 次に、生物系特定産業技術研究推進機構法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(鈴木貞敏君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(鈴木貞敏君) ただいま風間君から発言を求めておりま

すので、これを許します。風間君。

○風間君 私は、ただいま可決されました木材の安定供給の確保に関する特別措置法案に対し、自由民主党、平成会、社会民主党、護憲連合、日本共産党、新緑風会及び二院クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

以下、案文を朗読いたします。

木材の安定供給の確保に関する特別措置法案に対する附帯決議(案)

本附帯決議案に賛成の方の挙手をお願いしま

す。

〔賛成者挙手〕

平成八年五月十三日印刷

平成八年五月十四日發行

參議院事務局

印刷者
大藏省印刷局

P